

Disclosure 2025

川口信用金庫の現況

令和6年4月1日～令和7年3月31日



 川口信用金庫



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

基本方針

堅実公正な経営に徹し、地域社会の繁栄に貢献する

経営理念

ミッション

私たち川口信用金庫は、
お客さま・地域社会の可能性に向き合い、ともに未来へ進みます

ビジョン

お客さまの ベストアドバイザー

お客さまに寄り添い、
未来へつなげるお手伝いをします

地域の ベストパートナー

地域を愛し、活気あふれる街を
地域の皆さまとつくります

変化・成長する 組織

変化をチャンスととらえ、活力ある
働きやすい職場をつくります

行動指針

誠実

お客さま・地域社会の
信頼に応えるよう誠実に行動します

挑戦

情熱と勇気をもって
新しいことにチャレンジします

感謝

お客さま・地域社会のために
感謝の気持ちをもって行動します

誇り

金庫・業務に
誇りをもって自己研鑽に努めます

目次

ごあいさつ	1
金庫概要	2
役員・業務組織図	3
川口信用金庫と地域社会	4、5
事業者支援・地域活性化への取組み	6～9
文化的・社会的貢献活動への取組み	10
トピックス	11
環境保全活動への取組み	12、13
お客さま保護等への取組み	14～17
お客さま本位の業務運営への取組み	18
コンプライアンス体制	19
多様な人材が活躍できる職場へ	20
総代会制度について	21～23
業績ハイライト	24、25
令和7年3月期の事業の概況	26
自己資本の充実の状況	27
不良債権の状況	28
統合的リスク管理体制	29～31
業務のご案内	32～35
主な手数料一覧	35、36
開示項目一覧	37
店舗のご案内	38、39
沿革	40

シンボルマークの心



すべての和を基調とし、地域にしっかり根をおろした川口信用金庫を全体の円で表し（台地の赤は地域・外の円はお客さま・中の円は金庫・小の円は職員）、川口の「川」をモチーフに表現しております。

公式キャラクター「がまっち」



創立100周年を記念して、令和6年3月1日に公式キャラクター「がまっち」が誕生しました。繁栄の象徴とされている「がま口財布」をイメージとし、感謝のボタンを未来につなぎ、かわしんのメンバーとして地域の繁栄に貢献していきます。

本誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条の準用）に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。

ごあいさつ



理事長 飯田雅弘

平素より川口信用金庫に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫の経営に対するご理解を一層深めていただくため、ディスクロージャー誌「川口信用金庫の現況 2025」を作成いたしました。ご高覧いただければ幸いに存じます。

令和6年度の日本経済は、雇用情勢の改善などを受け、個人消費に前向きな動きが見られたほか、設備投資も増加となったこともあり、全体としては緩やかな景気回復となりました。その一方で、原材料や資源価格の高騰、為替相場の変動、慢性的な人手不足、また今年4月の米国の相互関税措置の発動等などにより、お取引先の中小企業、個人事業主の皆さま方の本格的な業況回復の足かせとなっております。

当金庫はこうした状況の中、法人・事業者のお客さまには、本業支援や課題解決に向けた支援を強化するとともに、個人のお客さまには、ライフステージに応じたサービス・商品をご提供してまいりました。

令和6年度からスタートした中期経営計画(3ヵ年)「かわしん ネクストステージ～未来に向けて変化と成長(充実)～」は、100年金庫となった今、改めて役職員が初心にかえり、地域やお客さまへの感謝の気持ちを常に忘れることなく、当金庫の基本方針「堅実公正な経営に徹し、地域社会の繁栄に貢献する」を再認識し、取組むことをコンセプトとしております。具体的には、お客さまとのリレーションをより強固なものとし、金融仲介機能やコンサルティング機能の発揮を通じて、地域経済の活性化とお客さまの成長・発展に貢献する施策の推進です。

今後も役職員一同、誠実・真摯なご対応で地域の皆さまと共に歩み、金融サービスのご提供に努めてまいりますので、より一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

理事長 飯田雅弘

金庫概要 (令和7年3月31日現在)

金庫概要

創 業	大正 13 年 3 月 1 日
出 資 金	21 億 21 百万円
会 員 数	66,733 人
預 金 量	9,985 億円
貸 出 金 量	5,636 億円
常勤役員数	612 人
本店所在地	埼玉県川口市栄町 3 丁目 9 番 3 号
店 舗 数	埼玉県内 45 店舗



営業地区

埼玉県

川口市 さいたま市 春日部市 越谷市 草加市 蕨市 戸田市 朝霞市 志木市 新座市 和光市
八潮市 富士見市 ふじみ野市 三郷市 所沢市 川越市 上尾市 桶川市 蓮田市 久喜市
狭山市 幸手市 北本市 鴻巣市 鶴ヶ島市 加須市 吉川市 羽生市 白岡市 熊谷市 行田市
(入間郡) 三芳町 (北葛飾郡) 松伏町 杉戸町 (北足立郡) 伊奈町 (南埼玉郡) 宮代町
(比企郡) 川島町 吉見町

東京都

北区 板橋区 練馬区 荒川区 足立区 豊島区 西東京市 (旧保谷市に限る) 清瀬市 東久留米市

主な事業の内容

預 金 業 務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金 納税準備預金、譲渡性預金、外貨預金等の受入れ
貸 出 業 務	①貸 付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越 ②手形 の 割 引 銀行引受手形、商業手形等の割引
為 替 業 務	①内国為替業務 送金為替、当座振込及び代金取立等 ②外国為替業務 輸出及び外国送金その他外国為替に関する各種業務 (信金中央金庫への取次)
有 価 証 券 投 資 業 務	預金の支払準備及び資金運用のための国債、地方債、社債、株式等への投資業務
附 帯 業 務	①債務の保証又は手形の引受け ②有価証券の貸付、売買等 ③公共債の引受け等 ④金銭債権の取得又は譲渡等 ⑤短期社債等の取得又は譲渡 ⑥株式会社日本政策金融公庫等の代理業務 ⑦国、地方公共団体等の金銭の収納等 ⑧有価証券、貴金属等の保護預り ⑨振替業 ⑩両替 ⑪取引所金融先物取引等 ⑫国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売 ⑬保険商品の窓口販売 (保険業法第 275 条第 1 項により行う保険募集) ⑭当せん金付き証票に係る事務 ⑮信託契約代理店業務 (信託会社：信金中央金庫)

役員・業務組織図

役員一覧

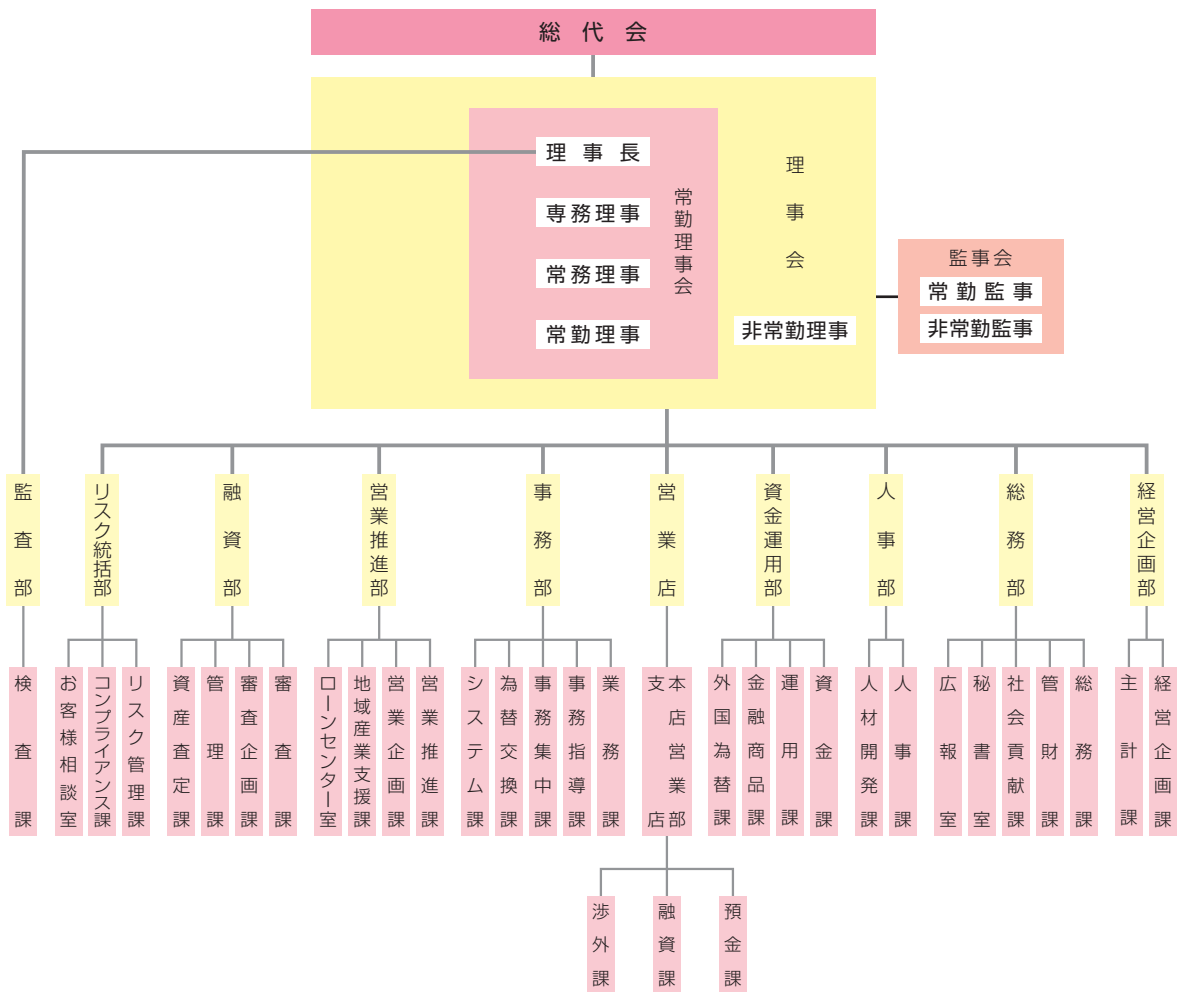
理事長（代表理事）	飯田 雅 弘
専務理事（代表理事）	秋 葉 峰 雲
常務理事（代表理事）	朝 日 基 夫
常務理事（代表理事）	榎 本 英 昭
常勤理事	石 井 晃
常勤理事	赤 星 拓 夫
常勤理事	長 島 豊
理事（顧問）	木 村 幹 雄
理事	大 木 武 司
理事	遠 山 秀 一（※1）
理事	石 川 義 明（※1）
常勤監事	小 澤 勇 二
監 事	駒 英 明
員外監事	中 島 由 雅（※2）



令和7年6月末現在 常勤役員

（※1）理事遠山秀一、理事石川義明は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 （※2）監事中島由雅は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

組織図



（令和7年4月1日現在）

川口信用金庫と地域社会

川口信用金庫は、埼玉県南部を主要な営業地域として、「堅実公正な経営に徹し、地域社会の繁栄に貢献する」を基本方針とする相互扶助型の金融機関です。地域のお客さまからお預かりした大切な資金（預金・積金）は、地域のお客さまにご利用いただき、“地元の繁栄、豊かな暮らしづくりのお手伝い”をモットーに、地域の皆さまとともに歩んでまいりました。「かわしん」と地域の皆さまとの絆、「つなぐ力」をより深いものにし、地元になくてはならない信用金庫として、持続可能な地域社会づくりに貢献してまいります。

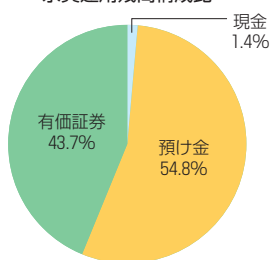
地域のお客さま 会員の皆さま

預金口数 643,224 口
会員数 66,733 会員
出資金 21 億 21 百万円

貸出金以外の運用 に関する事項

お客さまからお預かりした預金積金のうち、貸出金以外の資金（余資）につきましては、安全性と収益性に十分に配慮して、預け金や国債・地方債を中心とした有価証券等による運用を行っております。詳細については資料編 P11 をご覧ください。

余資運用残高構成比



地域のお客さま
会員の皆さま

出資金
21 億 21 百万円

貸出金以外の運用
4,538 億円

社会貢献活動

社会貢献活動

職員一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、社会・地域貢献活動や環境保全活動に積極的に取り組んでおります。
詳しくは P10 ~ P13 をご覧ください。

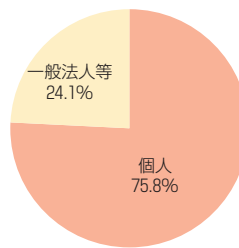


預金積金に関する事項

(地域からの資金調達状況)

お客様の生活設計や着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発や各種サービスの一層の充実に向けて努めてまいります。またお客様の多様化する運用ニーズにお応えするため、各種投資信託、個人向け国債、生保・損保商品の販売等も行っております。預金の内訳については資料編 P8、取扱商品については P32 をご覧ください。

預金人格別残高構成比



預金積金
9,985 億円

川口信用金庫

貸出金
5,636 億円

お取引先への
支援

お取引先への支援等

(地域との繋がり)

当金庫では、地域産業支援課を設置して、お取引先企業の経営改善や財務改善のサポートを行い、地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。また、経営塾や後援会等の活動を通じて会員相互の親睦を図っております。経営支援の取組み状況については P6 ~ P9 をご覧ください。



かわしん

川口信用金庫

常勤役職員数 612 名
店舗数 45 店舗
総資産 1 兆 414 億円

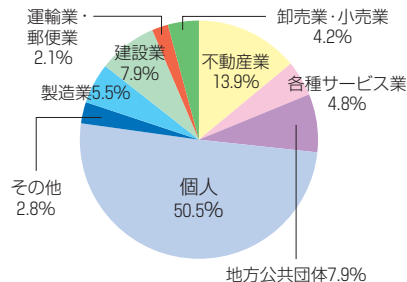
(計数は、令和 7 年 3 月末現在)

貸出金に関する事項

(地域への資金供給状況)

地域社会の繁栄に貢献するという基本方針に基づき、信用金庫業務の公共的使命を踏まえながら、お客様の幅広い資金ニーズに迅速・的確にお応えするよう努めております。取扱商品については P33、貸出金の内訳については資料編 P9 をご覧ください。

貸出金業種別残高構成比



事業者支援・地域活性化への取組み

当金庫の金融仲介の取組み方針

当金庫は、地域経済の担い手である事業者や個人の皆さまが抱えている課題をともに解決し、地域経済の発展に貢献することを基本方針としております。事業者支援については、その活動の実施状況进行评估し、サービスの向上を図るため、金融仲介機能のベンチマークを活用しております。また、以下のページでは、ベンチマークの数値や当金庫の事業者支援の取組みを公表しております。

Q 金融仲介機能のベンチマークって？

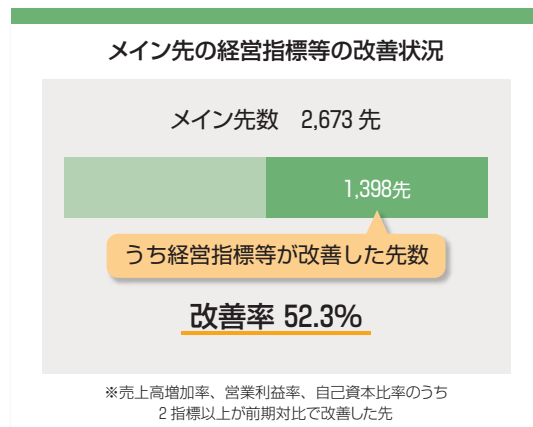
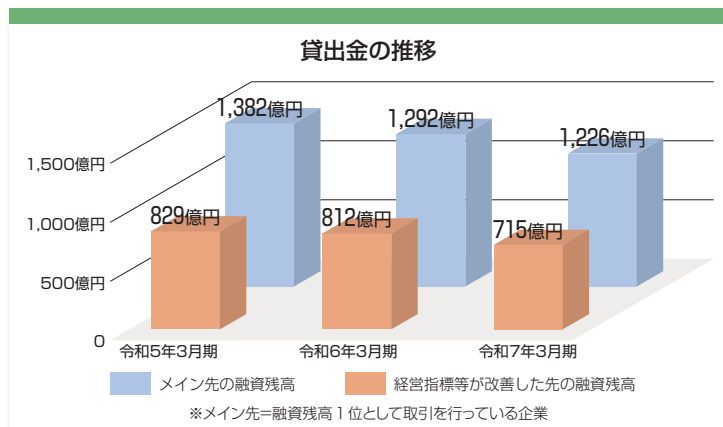
A 金融庁より金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる指標として策定、公表されたものです。当金庫は同ベンチマークへの積極的な取組みを通じて、金融仲介機能の質を高め、お取引先の皆さまの成長力強化や生産性の向上などを実現することを目指しています。



1. 地域密着型金融の取組み

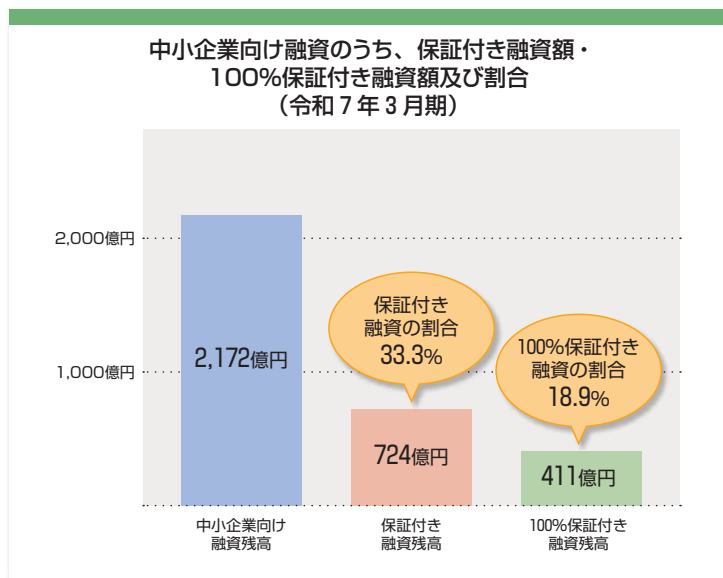
当金庫は、地域に根差した金融機関として、地域のお客さまと長期間に亘って信頼関係を築き、地域経済の担い手である中小企業の成長に繋がる取組みを重視しております。

当金庫をメイン金融機関としてお取引している企業のうち、経営指標等の改善が見られた先数・融資額



2. 事業性評価に基づく融資等の取組み

当金庫は、事業者の皆さまの財務面の評価だけでなく事業面の情報も重視し、事業の「強み」や「課題」を見極め、担保や保証に依存せずに、ご融資のほか本業支援を通じて事業者の皆さまの成長をバックアップしております。



Q 事業性評価って？

A 財務データ、担保・保証に必要以上に依存することなく、取引先企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価することです。



事業性評価に基づく融資を行っている与信先数・融資額 (令和7年3月期)

与信先数 15 先
融資額 6 億円

3. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』」の特別の趣旨や内容を踏まえ、経営者保証の必要性については、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等に基づき誠実に対応するよう努めております。

なお、当金庫の「経営者保証に関する取組方針」は、当金庫ホームページをご覧ください。
<https://www.shinkin.co.jp/ksb/guarantee/>



Q 経営者保証に関するガイドラインって？

A 全国銀行協会と日本商工会議所が策定し、経営者保証の契約時及び履行時等における課題の解消に向けた方向性を示したものです。金融機関は経営者保証に依存しない融資の促進のため、ガイドラインの積極的な活用が求められています。



「経営者保証に関するガイドライン」への取組み状況

	令和6年 3月期	令和7年 3月期
新規に無保証で融資した件数	1,711件	1,848件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	22.4%	26.7%
保証契約を解除した件数	155件	70件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

経営者保証に関するガイドラインの活用先数及び全事業与信先数に占める割合

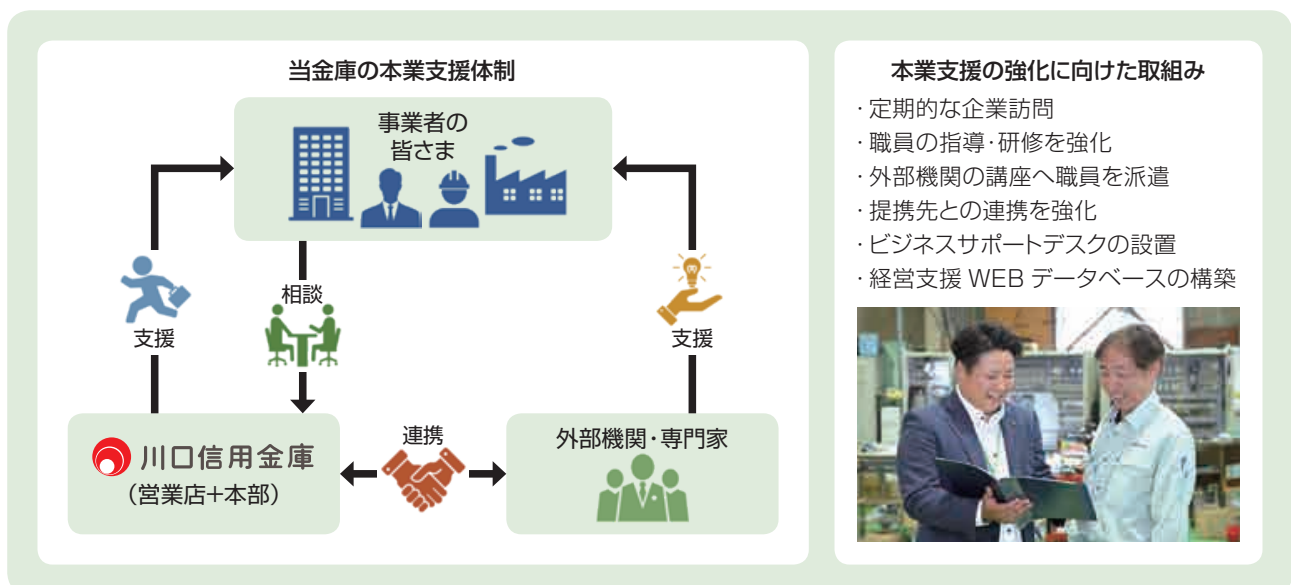
	令和6年 3月期	令和7年 3月期
全事業与信先数	8,226先	8,123先
ガイドライン活用先数	1,306先	1,806先
ガイドライン活用割合	15.8%	22.2%

4. 中小企業の本業支援の取組み

当金庫は、営業店・本部・外部機関等が連携し、事業者の本業支援（経営改善、事業再生、販路開拓、事業承継）に取組み、企業の持続的な成長をサポートしております。本業支援においては、営業店と本部、外部機関との連携等を通して体制の整備を行い、企業のライフステージに応じた施策を充実させています。

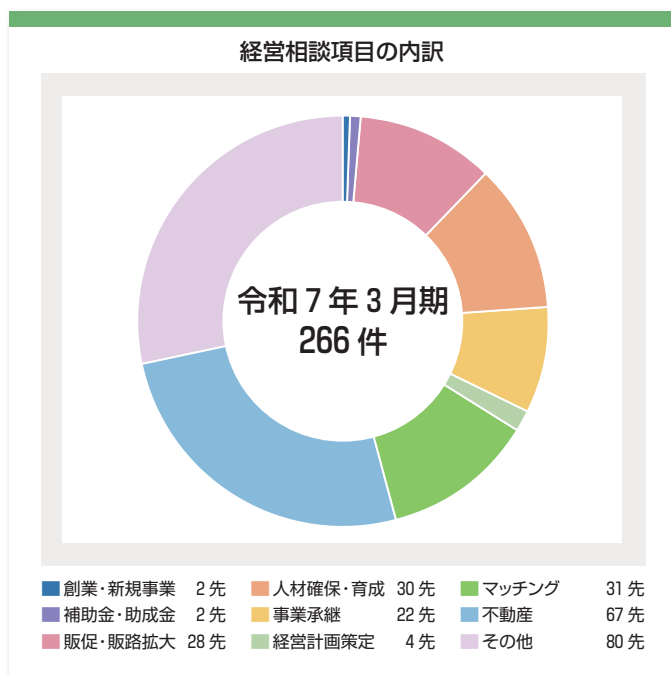
中小企業の本業支援に関する体制整備

当金庫は、事業者の本業支援を適切に実施するため、次の通り必要な体制整備を図っております。



本業支援の取組み状況

企業の課題解決に向けた個別相談の他、当金庫からも積極的に情報発信やマッチング等の機会を設けて、経営者のビジネスをサポートしております。

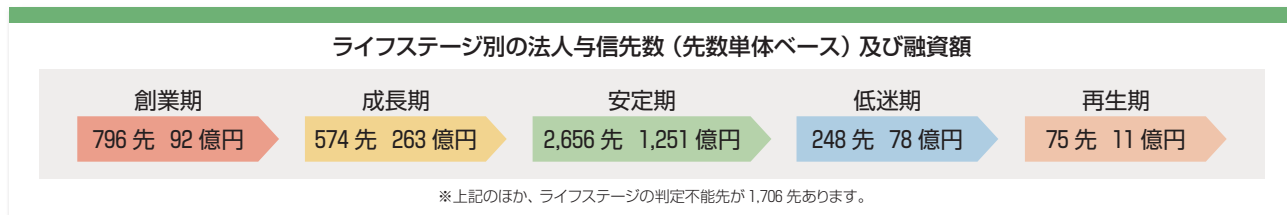


ソリューション提案先数・融資額

	令和6年 3月期	令和7年 3月期
ソリューション提案先数	307先	293先
提案先融資残高	138億円	70億円
全事業与信先数に 占める割合	3.7%	1.9%
全事業与信先融資残高 に占める割合	4.8%	2.5%

本業支援に関する個別相談会に参加した企業数

令和6年3月期	32先
令和7年3月期	30先



創業・新事業開拓支援

日本工業大学寄附講座「創業の基礎」を開講

起業を目指す学生への基礎教育の一環として、毎年寄附講座を提供しています。令和6年9月24日から全14回に亘り当金庫職員ほか、日本政策公庫や起業家、ビジコン入賞者など多彩なキャリアを持つ講師陣が登場し講義を行いました。



日本工業大学「学生起業家支援プログラム」 第19回ビジネスプランコンテストを協賛

令和6年10月28日、日本工業大学主催、NITEC 埼玉産学交流会、宮代町、杉戸町、当金庫の協賛により日本工業大学学友会館において開催されました。

創業・新事業支援融資の取扱い

	令和6年 3月期	令和7年 3月期
起業家育成資金実行件数	240先	290先
起業家育成資金実行額	1,281百万円	1,572百万円
創業・地域支援ローン実行件数	133先	123先
創業・地域支援ローン残高	193百万円	226百万円



成長段階における支援

「彩の国ビジネスアリーナ 2025」を共催

令和7年1月22日～23日、さいたまスーパーアリーナにて開催された「彩の国ビジネスアリーナ 2025」を埼玉県と公益財団法人2社、県内6金融機関で共催し、販路拡大・取引拡大のビジネスマッチング機会を創出しました。



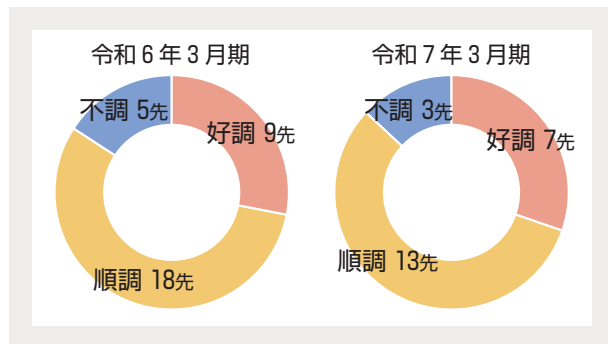
ビジネスマッチングサイト「しんきんコネクト」

「しんきんコネクト」は、信金中央金庫が運営する信用金庫の全国ネットワーク約7,000店舗を活用したビジネスマッチングサイトです。会員は情報登録から商談申込まで、全ての手続きがサイト内で完結でき、当該職員が会員に対して操作方法や商談等をサポートします。



経営改善・事業承継・業種転換等の支援

当金庫が経営改善支援を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況



※進捗状況は計画の売上を基準として計算しています。
好調 = 120%、順調 = 80%～120%、不調 = 80%未満

経営改善支援の取組み実績

	令和7年3月期
債務者区分がランクアップした先数	3先
債務者区分が変化しなかった先数	42先
再生計画を策定している先数	46先
ランクアップ率	6.0%
再生計画策定率	92.0%

かわしん経営塾 next neo を開催

地域の未来を創る経営者・次期経営者の育成支援として「かわしん経営塾 next neo」を開催しています。経営に活用できる気づきの機会を提供することを目的とし、オリジナルプログラムに沿って少人数・グループワーク中心の形式により、実践的なスキル取得を目指す経営塾です。



5. 地域の活性化に関する取組み状況

埼玉県渋沢 MIX イノベーション創出支援ファンドへ出資

当金庫は、令和7年3月31日に「埼玉県渋沢 MIX イノベーション創出支援ファンド」へ出資しました。本ファンドは、埼玉県・日本政策金融公庫・ミラリア株式会社・県内金融機関等が連携・設立し、県内産業の持続的な発展や新たな産業・イノベーションの創出を目指します。



SDGs 地方創生ローンの取扱い

日本政策金融公庫との連携により、SDGs の担い手となる中小企業者向けに無担保で資金を提供し、地域経済の発展を応援しています。証券化手法を活用したローンで、信用リスクを当金庫・日本政策金融公庫・市場（投資家）の3者で分担する仕組みとしたことで、無担保の融資条件を実現しています。

SDGs 地方創生ローンの取組み状況

令和6年3月期	105先
令和7年3月期	70先

文化的・社会的貢献活動への取組み

創立 100 周年記念旅行を実施



令和 6 年 5 月から総勢約 230 名のご参加をいただき、「会津・日光」を訪れる記念旅行を実施しました。当金庫が連携協定を締結している会津信用金庫、鹿沼相互信用金庫にご協力をいただき、美しい景観や心のこもった郷土料理を満喫し、信用金庫の絆の強さも PR できた楽しい旅行となりました。

事業者向け生成 AI 活用の講義を開催



令和 6 年 11 月 28 日、「生成 AI」をテーマとしたオープン講義を開催し、様々な業種の方々に高い関心を持ってご参加いただきました。グループワークでは生成 AI の自社への導入可能性を話し合い、トークセッションでは質疑応答を通して、自社での生成 AI 活用のヒントを掴みました。

認知症予防セミナーを開催



令和 6 年 9 月 24 日、当金庫と青木信用金庫の共同企画として、「認知症予防セミナー」を開催しました。約 170 名にご参加いただき、認知症の基礎知識、予防改善について学んでいただきました。また、川口警察署のご協力により振り込み詐欺の被害防止についての講習を実施しました。

中山道蕨宿に御宿場印を寄贈



中山道の宿場を来訪した証として御宿場印を販売する「中山道御宿場印プロジェクト」を当金庫他 5 信金にて共催しました。訪れた方が宿場町の文化や歴史に触れ、その地域に興味を持っていただき、地域の活性化に繋げることを目的としております。当金庫は蕨宿を担当し、御宿場印を寄贈しました。

県内金融機関初の「るるぶ特別編集版」を発行

当金庫は、令和 6 年 11 月 20 日に株式会社 JTB 埼玉南支店のご協力のもと、県内金融機関として初の「るるぶ特別編集版」を発行しました。

本誌では、川口市をはじめ、当金庫が店舗展開する 15 の地域の「見る」「食べる」「遊ぶ」について深掘りし、各エリアにおけるイチオシの飲食店や観光スポットをご紹介します。実際に気になるスポットに訪れ、楽しんでいただき、本誌を通じて地域の魅力を再発見いただけますと幸いです。当金庫窓口及びホームページで公開しておりますので、皆様、是非ご一読ください。

当金庫は、今後とも地域の未来に貢献できるように力を尽くして参ります。引き続き、皆様のご支援、ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。



公開ページ



トピックス

かわしん経営塾 next neo 第2期を開催



令和6年5月から7月まで6回に亘り、経営者、将来の後継者・創業間もない経営者を対象に、かわしん経営塾 next neo を開催しました。各テーマの専門家の方が講師となって、オリジナルプログラムに沿って少人数でのグループワーク形式で、実践的なスキルの取得を目指しました。

帰宅困難者受入実地訓練の実施



令和7年1月23日、川口市の本店で帰宅困難者の受入を想定した訓練を実施しました。役職員約70人が参加し、緊急時の帰宅困難者の案内や支援物資の準備、職員の役割分担等の運営体制を確認しました。万が一の時に速やかに対応できるように準備を整えております。

特殊詐欺等防止イベントに協賛



令和7年2月18日イオンモール与野にて開催された、特殊詐欺等の被害拡大抑止、未然防止を目的とした、一都三県特殊詐欺等防止リレーイベントに協賛しました。当金庫は埼玉県警察本部と「特殊詐欺等の被害防止にかかる協定」を締結しており、お客さまの被害の未然防止に努めております。

子パンダの会を開催



令和7年3月7日、育児休業中の職員を対象とした勉強会及び情報交換会「子パンダの会」を開催しました。当金庫はワーク・ライフ・バランスを推進し、多様な人材がいきいきと長く働けて活躍できるように、温かい職場づくりを推進しています。

各種経営支援のご案内



当金庫は、金融面だけではなく、事業者の皆さまの本業支援や課題解決に向けた支援を強化しています。

経営の様々なお悩みに対し、お客さま一人ひとりの声をお聞きしたうえで、課題解決に向けて職員が丁寧に対応いたします。

お客さまにとって最適なサービスを提供できるように、企業や団体、公的機関と連携して「創業支援」「販路拡大支援」「事業承継支援」「人材採用支援」など様々な支援をご用意しておりますので、是非お気軽にご相談ください。

また、当金庫では、経営者や次期経営者を対象とした各種セミナーや経営塾を開催しています。ご参加をお待ちしております。

※セミナー情報は営業店やHPにてご案内いたします。



経営支援紹介ページ



経営塾特設ページ



環境保全活動への取組み

「かわしん」は、地域の経済発展と環境保全に貢献する信用金庫を目指しております。

当金庫は、文化的・社会的貢献活動とともに、環境問題への取組みが地域金融機関としての社会的・公共的使命と考え、令和2年4月に「川口信用金庫 SDGs 宣言」を行い、2030年のSDGs目標達成に向けた具体的取組み施策である「環境保全」を掲げ、環境に配慮した商品の取扱い、省エネ、CO₂削減等、「環境にやさしいかわしん」として積極的に取組んでおります。また、金融機関としての本来の業務を通じて、環境に配慮した活動を行っている企業や個人に対して環境関連の金融商品をご提供し、これからも地域経済の健全な発展と地域環境の保全に貢献してまいります。

埼玉県「緑化推進事業」への協力



飯田理事長 大野県知事 秋葉専務理事

当金庫は、森林の保全整備や身近なみどりの保全・創出を積極的に進めるため、「環境クリーン定期預金」を販売し、販売額の一定割合に相当する200万円を「彩の国みどりの基金」に寄附させていただきました。これまでの販売額は2,115億円、寄附総額は5,650万円となり、緑と川の再生のために使われております。

緑のまちづくり推進に協力



川口市が推進している緑のまちづくりの一環である「フラワーロード 緑と花でつくる川口の元気!!」のスローガンのもと、フラワースタンドの設置に協賛しております。

環境方針

I. 基本理念

川口信用金庫は、「堅実公正な経営に徹し、地域社会の繁栄に貢献する」を経営の基本方針とし、協同組織による地域金融機関としての社会的使命と公共的使命を自覚し、全役職員が一丸となって地域の発展と環境保全に積極的に取組みます。

II. 基本方針

1. 当金庫が行う事業活動が、環境に影響を及ぼす要因を的確にとらえ、技術的・経済的に可能な範囲で環境目的・目標を定めるとともに、定期的或いは諸条件の変化に対応し適宜レビューを行い、継続的に改善し、環境汚染の予防に取組みます。
2. 上記事業活動が環境に影響を及ぼす要因の中で、特に、地域社会への貢献、中小企業経営再建支援、および福祉・環境を大切にす真の地元金融機関を目指した活動に重点を置き、地域社会との連携を強化しつつ環境保全に取組みます。
3. 環境に関連する適用可能な法的要求事項及び業界行動指針等、その他の要求事項を順守します。
4. 一人ひとりが環境問題に対する認識を深め、環境マネジメントシステムの効果をあげる為、この環境方針を全役職員、又は当金庫のために働く全ての人に周知徹底を図ります。
5. この環境方針を金庫内外に広く公開します。

環境目標 (令和6年度)

I. 環境に有害な影響を及ぼすものへの削減取組み

- | | |
|--------------|---------|
| 1. 電力の使用 | ▲ 24%削減 |
| 2. 廃棄物の分別と排出 | ▲ 24%削減 |
| 3. 紙の使用・廃棄 | ▲ 24%削減 |

(平成21年度比)

II. 環境に有害な影響を及ぼすものへの削減取組み

1. 既存の環境関連金融商品の拡販
2. 新規の環境関連金融商品の企画・開発・販売
3. OA機器の効率的活用
4. コンプライアンス及び信頼性・健全性の確保
5. 各種地域貢献活動の立案及び実行
6. 環境関連のその他サービスの提供

SDGsへの取り組み



当金庫は、2030年のSDGs（持続可能な開発目標）達成に向け、金融サービスの提供を通じ、社会的課題の解決と持続的成長の両立を目指す取り組みを推進してまいります。

- クールビズ・ウォームビズの実施とクールオアシスへの参加
- 環境保全に向けた商品・サービスの提供
- 緑化推進事業への協力
- 「エコ玉プロジェクト」をはじめとする、環境に配慮した活動を推進する企業への支援



QRコードを読み込むと「川口信用金庫 SDGs 宣言」をご覧ください。



「クールビズ・ウォームビズ」の徹底

地球温暖化防止対策として、環境省が提起する「クールビズ・ウォームビズ」の実施の一環として、エアコン稼働の設定温度の遵守や夏の軽装、冬の柔軟な服装の選択等の他に、各々の工夫により電力の使用抑制に努め、CO₂排出量削減に取り組んでおります。



地域の植栽・花壇の整備に協力

森林の保全整備や身近なみどりの保全・創出を進めるため、地元の子ども会や商店会、企業が環境美化活動の一環として行っている植栽や花壇の整備を各支店の職員がお手伝いしました。地域の皆さまと一緒に、みどり豊かなまちづくりに貢献してまいります。



「埼玉県 SDGs パートナー」に登録

SDGsに自ら取り組むとともに、「日本一暮らしやすい県」の実現を目指す埼玉県と連携して、SDGsを推進する企業・団体等を登録する制度であり、令和3年より登録しております。

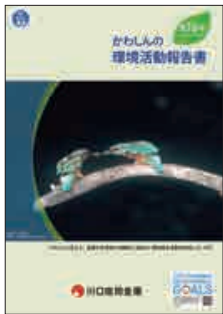


「エコライフ DAY」に参加

CO₂排出削減や環境保全の推進のため、埼玉県と川口市が取り組んでいる「エコライフ DAY」に参加しています。環境に配慮した生活を送り、令和7年1月の「エコライフ DAY/WEEK2024（冬）」では、役職員・家族947人が参加し、580万8,154gのCO₂削減をはかりました。



お客さまに環境情報をご提供



環境活動報告書

お客さまに環境問題へのご理解を深めていただくため、令和6年11月、かわしんの環境活動報告書第18号を発刊しました。これからも環境に関する情報をご提供してまいります。

環境保全に向けた商品のご提供



カーライフプラン

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・低燃費かつ低排出ガス認定自動車等の環境に優しい新車のご購入を、金利の引き下げで応援しております。



一家団楽

太陽光発電、エコ仕様の設備購入・設置、耐震工事、バリアフリー・オール電化システムのリフォームにご利用いただけます。



SDGs サポートローン

埼玉県 SDGs パートナー制度に登録した方または登録申請をした方を対象に、金利を優遇した事業者向けの融資商品です。（埼玉県内4金庫合同企画）

お客様保護等への取組み

お客様の正当な利益の保護や利便性の向上に取り組んでまいります。

顧客保護等管理基本方針

- ・お客様に対する取引又は商品の説明及び情報提供の適切性及び十分性を確保します。
- ・お客様の相談・苦情等の対処の適切性及び十分性を確保します。
- ・お客様情報の管理の適切性を確保します。
- ・業務が外部委託される場合におけるお客様情報やお客様への対応の管理の適切性を確保します。
- ・お客様の利益が不当に害される恐れのある取引の管理の適切性を確保します。
- ・その他お客様保護や利便の向上のために必要であると理事会において判断した業務の管理の適切性を確保します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

金融 ADR 制度への対応

〔苦情処理措置〕

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため内部管理態勢等を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は後掲、店舗のご案内を参照ください。）または、お客様相談室（電話：0120-58-3311）にお申し出ください。

〔紛争解決措置〕

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出があれば埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する次の方法もあります。

（現地調停）東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法。

（移管調停）東京以外の弁護士会に案件を移す方法。

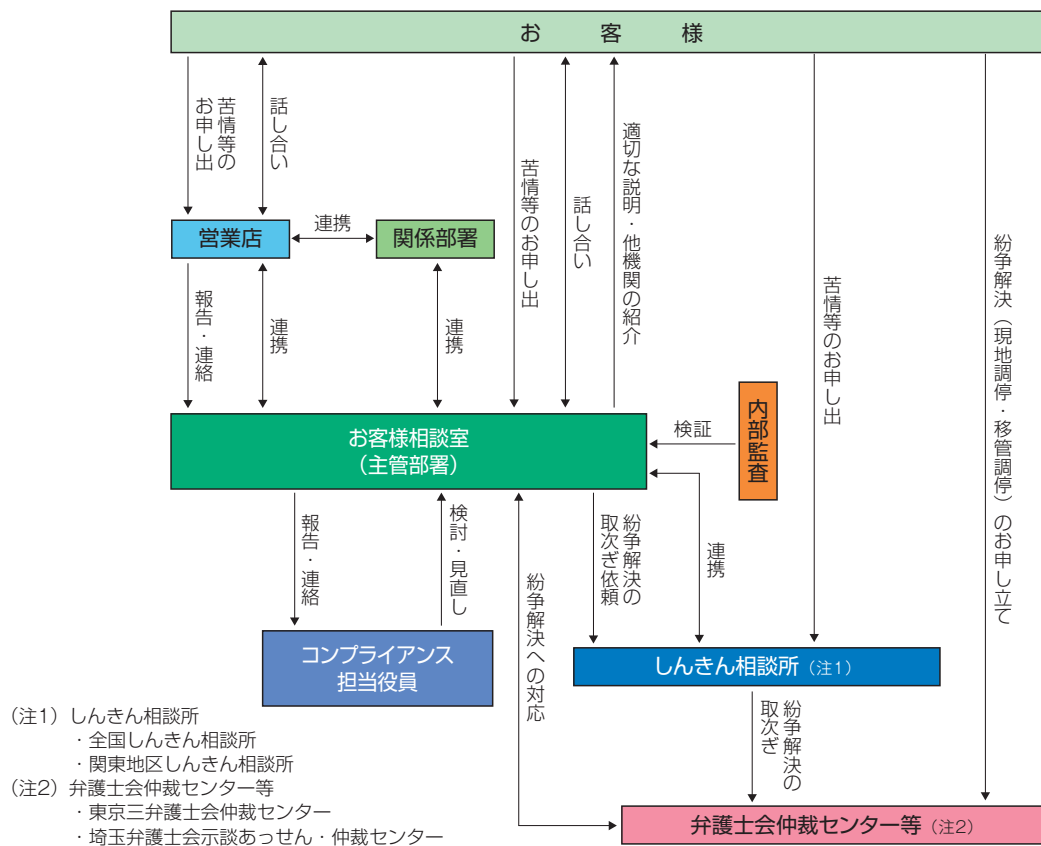
ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室」にお尋ねください。

お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望に応じて適切な機関をご紹介します。

苦情等への対応

当金庫の業務処理に伴い発生した相談・苦情又は紛争等（苦情等といいます。）への対応につきましては、営業店及び本部各部に責任者を置くとともに、お客様からのお申し出事案について、お客様相談室にて一元管理を行い、事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署、お客様相談室が連携して手続きの進行に応じて適切にご説明・対応する等、速やかな解決を第一に考えた態勢を構築しております。

苦情等への取組体制



「お客様相談室」の設置

金融 ADR 制度を含めた苦情等対応専任部署としてリスク統括部内に「お客様相談室」を設置し、お客さまからのお申し出等に対して、迅速、適切に対応できる体制を構築しております。

< お問い合わせ窓口 >

川口信用金庫 お客様相談室

電話番号 0120-58-3311

受付時間 平日 9 時～ 17 時

(祝日、12月31日～1月3日を除く)



個人情報保護宣言（抜粋）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」と言います。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

※詳細につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③の他、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども川口信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する取組み

当金庫は、国際社会がテロ等の脅威に直面している中において、マネー・ローンダリング（以下「マネロン」という。）及びテロ資金供与対策が経営上の重大なリスクになり得るとの理解のもと、次の取組みを行っています。

1. マネロン及びテロ資金供与対策については、犯罪による収益の移転防止に関する法律や、外国為替及び外国貿易法等の関係法令における、取引時確認等の基本的な事項に厳格に対応しております。
2. 金庫におけるマネロン及びテロ資金供与リスクを適時・適切に特定・評価した「リスク評価書」（特定事業者作成書面）を制定し、リスクに見合った低減措置を講じています。
3. 経営陣が主導的に関し、対応の高度化を推進及び「リスク評価書」の実効性等の検証確保を目的として、AML/CFT（マネロン及びテロ資金供与対策）委員会が中心となりマネロン及びテロ資金供与対策について金庫全体として取り組んでおります。

金融犯罪被害の未然防止への取組み

偽造・盗難キャッシュカードによる犯罪からお客さまの大切な預金をお守りするため、被害の発生を防止するための対策および被害を最小限とするための対策を講じております。

■ 届出・受付先

偽造・盗難・紛失等の通帳・カード被害等に遭われた場合には、右記の受付先にご連絡ください。

■ 暗証番号変更のお願い

類推されやすい暗証番号（生年月日、電話番号等）を使用されているお客さまは、お早めに変更をお願いいたします。暗証番号の変更は当金庫のATMでお手続きいただけます。なお、当金庫から暗証番号をお尋ねすることは一切ございません。

	受付時間帯	受付先名称	受付先電話番号
信用金庫 営業日	0時～9時	(株)しんきん情報サービス しんきんサービスセンター	03-6433-0749
	9時～17時	お取引店又は 最寄りの店	お取引店又は 最寄りの店の電話番号
信用金庫 休業日	17時～24時	(株)しんきん情報サービス しんきんサービスセンター	03-6433-0749
	7時～24時		
平日・ 土・日・祝日	24時間	受付電話窓口	048-259-0684

振り込み詐欺について

被害者救済の観点から、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害資金の支払手続等について定めた「振り込み詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）」が平成20年6月21日に施行されております。

当金庫では、振り込み詐欺救済法の定めに基づき、振り込み詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込んだ方からのご相談をお受けいたします。

振り込み詐欺救済法に基づき、口座名義人の預金債権消滅手続や分配金支払申請受付手続等を順次行いますので、被害資金の実際の支払までには時間がかかることもあります。それまでは被害のお申出を承り、実際に被害資金返還の手続きが行われる際に連絡を差し上げる取扱いとなりますのでご了承ください。

詳細につきましては、最寄りの営業店へお問い合わせください。

振り込み詐欺救済法に基づく公告および預金保険機構の詳細につきましては、当金庫窓口にお問い合わせください。

還付金詐欺防止対策として、平成29年3月より、70歳以上かつ3年間キャッシュカードによる振込をしていないお客さまの口座に対して、ATMでの一日あたりの振込限度額を0円としております。また、平成30年11月より、70歳以上かつ1年間ATM取引（カード支払・通帳カード併用支払）がないお客さまの口座に対して、ATM一日あたりのMC・IC支払限度額を10万円としております。また、個別に他行、コンビニATMの支払限度額引下げの対応をしております。



振り込み詐欺被害防止講習会

■ 特殊詐欺被害防止マスターの配置

埼玉県警察本部のご協力のもと、特殊詐欺被害防止への理解と取組み強化のため、各営業店に「特殊詐欺被害防止マスター」を任命、配置しております。

■ 防犯模擬訓練等の実施

お客さまの大事な財産を守るためにも、地元警察署のご協力により防犯模擬訓練を実施しております。

令和6年度「防犯模擬訓練」実施店舗・・・・・・・・・・10店舗



防犯模擬訓練

お客さま本位の業務運営への取組み

「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定し、何がお客さまのためになるかを真剣に考え、より良い金融商品・サービスの提供に努めてまいります。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は「堅実公正な経営に徹し、地域社会の繁栄に貢献する」という基本方針のもと、「お客さまにとっての最善の利益の追求」という目的を達成するため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。全従業員が本方針を遵守し、お客さま本位の質の高い金融サービスの提供に取組んでまいります。また、その取組状況を定期的に公表するとともに、本方針についても定期的に見直しを行い、より良質な業務運営の実現に努めてまいります。

1. お客さまにとっての最善の利益の追求

- ・ 「中・長期的、安定的な資産形成」を重視するとともに、商品の特性やリスクに配慮し、お客さまの幅広いニーズにあった最適な商品やサービスのご提案に努めてまいります。
- ・ お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまの最善の利益が図れるよう、役職員は高度な商品知識と職業倫理の保持に努めてまいります。

2. 利益相反の適切な管理

- ・ 別に定める「利益相反管理方針」を遵守し、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼の向上に努めてまいります。

3. 重要な情報や手数料等についての分かりやすい説明

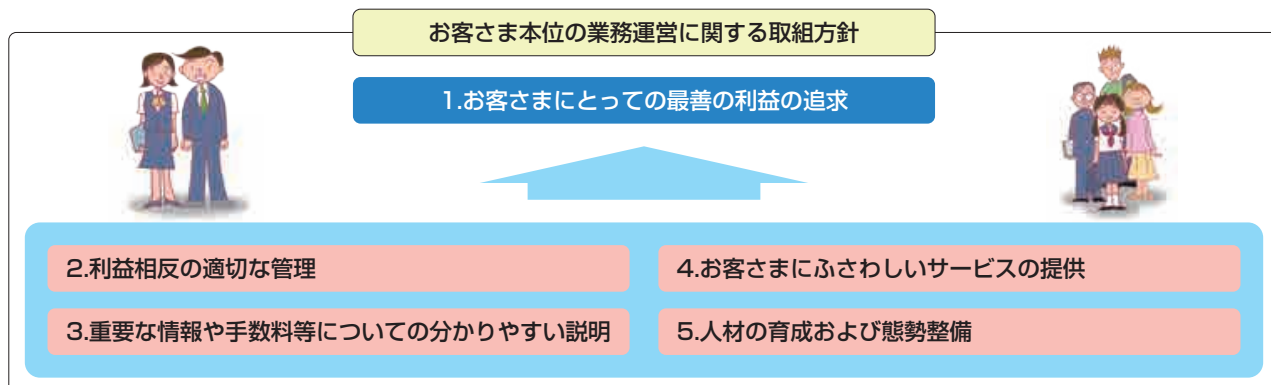
- ・ 商品やサービスの提供にあたっては、リスクとリターンの関係、取引の条件等の重要な情報について、お客さまのご年齢や投資経験等に応じ、より分かりやすい説明に努めてまいります。
- ・ お客さまにご負担いただく手数料等の費用についても、適切な資料を提示し、丁寧に説明いたします。
- ・ 商品販売後のアフターフォローの充実を図り、経済環境や市場動向等を踏まえた適切な情報提供に努めてまいります。

4. お客さまにふさわしいサービスの提供

- ・ 別に定める「金融商品に係る勧誘方針」を遵守し、お客さまの知識、経験、財産の状況、目的、ライフサイクル等に応じた適切な金融商品・サービスを、お客さまのご意向にも配慮しご提案、ご提供するよう努めてまいります。
- ・ お客さまの多様なニーズにお応えできるよう金融商品・サービスの充実に努めるとともに、商品ラインナップの見直しを継続的に実施いたします。

5. 「お客さま本位の業務運営」を実現するための人材育成および態勢整備

- ・ 研修や資格取得の充実により、「お客さま本位」の認識の徹底や専門知識、提案力の向上に努めてまいります。
- ・ 「お客さま本位」の業務運営に資するため、適切な業績評価の仕組みを整備いたします。



コンプライアンス体制

コンプライアンス（法令等遵守）体制

当金庫は「コンプライアンス」を経営の最重要事項として位置づけて、誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を実現するため、コンプライアンス担当役員を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置しております。

また、営業店には法令や社会的ルール、金庫内ルール等の遵守徹底を担う「法令等遵守責任者・担当者」を配置しております。

実践面では、法令等遵守に係る基本方針に基づき「コンプライアンス・マニュアル」を作成して全職員に配付し、「コンプライアンス実践計画」に基づいた研修やOJTの実施等によりコンプライアンスを周知徹底しております。

このように金庫全体で法令等を遵守し、コンプライアンスに則った適正な業務の遂行状況について厳しい目でチェックを行い「お客さまに安心してお取引いただける企業風土の醸成」に努めております。

《川口信用金庫行動綱領》

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会から理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

5. 人権の尊重

すべての人々の人権を尊重する。

6. 従業員の働き方、職場環境の充実

従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

7. 環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

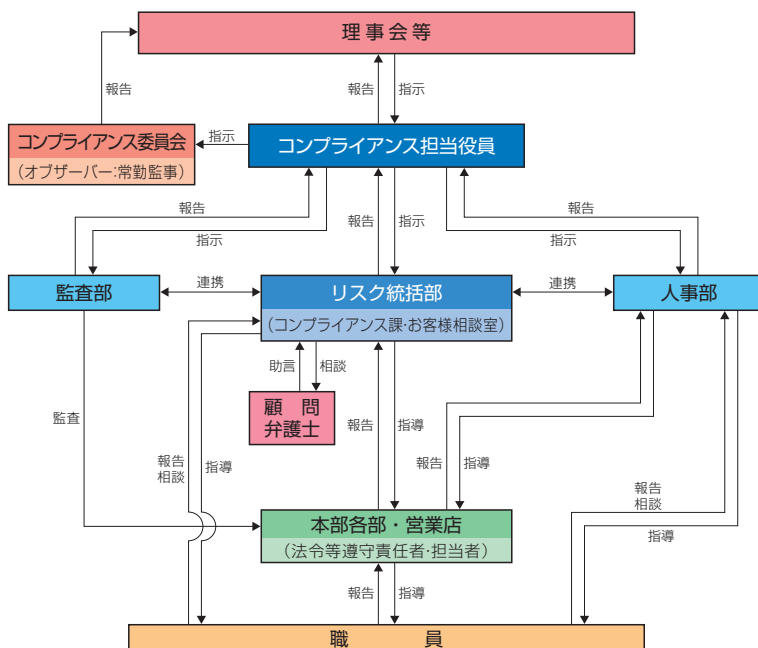
8. 社会参画と発展への貢献

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

コンプライアンス体制



法令等遵守担当者会議

多様な人材が活躍できる職場へ

■ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

- ・全店一斉定時退庫日・定時退庫週間を設定しメリハリある業務推進を行うことにより、長時間労働の抑制を行っております。
- ・職員の健康管理と家族との団欒の時間を増やすことを目的として、残業時間の抑制に努力しております。

■ いきいきと長く働ける職場づくり

<健康優良法人 2025（大規模法人部門）認定取得>

当金庫は「健康経営」という視点のもと、健康増進活動を推進していくために令和5年8月1日「川口信用金庫 健康経営宣言」を制定しました。体制を整え、定期健康診断の完全実施、診断結果による再検査の受診率向上、がん検診の推奨などに取組んでいます。

また、その取組みが認められ令和7年3月10日、昨年に続き経済産業省が推進する「健康経営優良法人 2025（大規模法人部門）」の認定を取得することができました。これからも職員の働きやすい職場づくり、生産性向上のため、「健康経営」に取り組んでいきます。

<出産・育児中の支援>

男性の育児休業取得率は、令和5年度につづき令和6年度も50%を超えています。また、令和7年4月より短時間勤務制度の利用を小学校3年生修了までに変更しました。

産前産後休暇・育児休業取得職員数 19名

育児短時間勤務利用者数 38名

（令和7年3月末現在）

<いきいきと長く働くことができる職場づくりを進めております>

育児・介護休暇 父親の休暇 仕事と育児・介護の両立を支援
 職場復帰制度 年次有給休暇の計画的取得の促進

■ 女性が活躍しています！

当金庫は、働き方や出産・育児の支援に加え、管理職や渉外係の登用等、女性職員の活躍を推進しております。

女性管理職の人数

本部長	1名	支店長	1名
本部課長	1名	副支店長	1名
本部主任調査役	1名	営業店課長	21名
統括調査役・審査役	3名	調査役	2名

女性渉外の人数

女性渉外課員数 8名

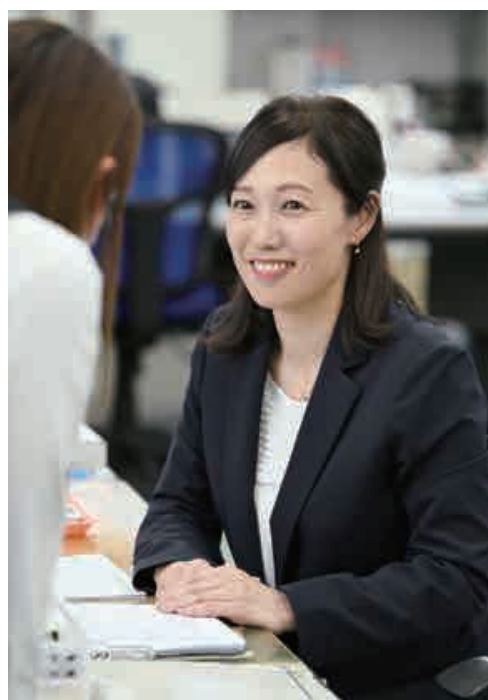
（令和7年3月末現在）



多様な働き方実践企業「プラチナ」の認定



育児をする男性職員



活躍する女性管理職

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

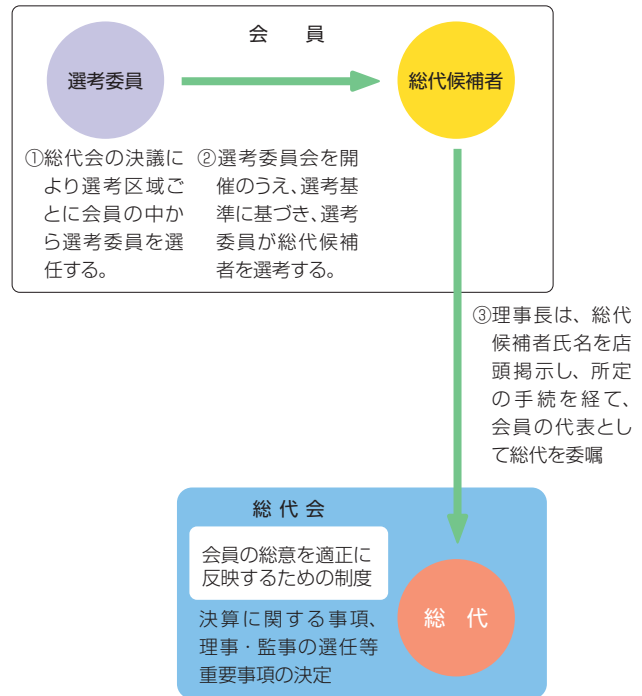
(右「図解」参照)

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また当金庫では、総代会に限定することなく、アンケートや懇談会を実施する等日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

■ 総代会の仕組み（図解）



■ 総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

当金庫の総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。(P22「フロー図」参照)

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)

■ 総代の任期・定数

総代の任期は2年です。総代の定数は120名で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。なお、令和7年6月末日現在の総代数は120名で、会員数は66,733名(令和7年3月末)です。

■ 総代候補者選考基準

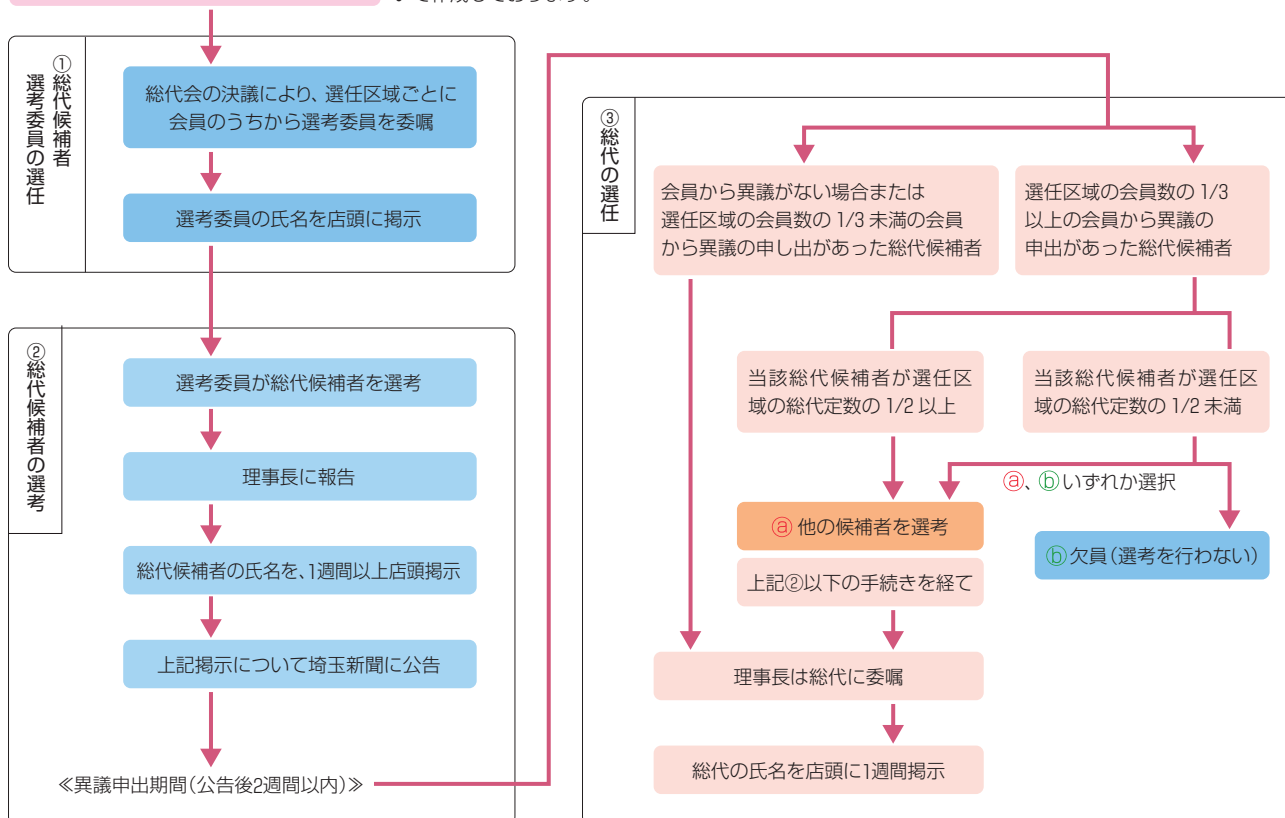
総代は、当該総代任期の開始日において、原則として年齢が80歳を超えない会員又は就任回数が5回を超えない会員とし、次の基準により選考しております。

- (1) 人格・見識に優れ、当金庫の発展に寄与できる方
- (2) 地域における信望が厚く、良識をもって正しい判断ができる方
- (3) 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫と緊密な取引関係を有する方
- (4) 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い方
- (5) 行動力があり、積極的な方

■ 総代が選任されるまでの手続きについて（フロー図）

当金庫の地区を 6 区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。

下記フロー図は当金庫定款に定める総代選任手続きに基づいて作成しております。



■ 通常総代会の決議事項等

令和 7 年 6 月 23 日に開催された第 102 期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

報告事項

第 102 期 (自 令和 6 年 4 月 1 日・至 令和 7 年 3 月 31 日) 業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

決議事項

第 1 号議案 第 102 期 (自 令和 6 年 4 月 1 日・至 令和 7 年 3 月 31 日) 剰余金処分案承認の件

第 2 号議案 会員除名の件

第 3 号議案 理事選任の件

第 4 号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件



通常総代会



飯田理事長 挨拶

総代名簿

※氏名の後の○内数字は総代への就任回数

選任区域	定数	氏名
第1区 川口市の一部 さいたま市（旧浦和市） 蓮田市、久喜市、幸手市 白岡市、北葛飾郡杉戸町 南埼玉郡宮代町	25人	井口 光男⑦ 石川 義明⑬ 伊藤 光男⑨ 稲垣 茂⑫ 川村 昌弘③ 島田 修二② 高德 尚慶⑤ 田中 宣充⑦ 仲川 聡⑤ 増井 千恵子⑥ 森田 昌明⑫ 矢澤 昭人② 安形 和彦⑦ 遠山 秀一⑮ 中原 誠④ 飯島 典常⑤ 矢作 弘明③ 村田 昇治② 長谷川 浄意⑪ 清水 一郎⑪ 榎本 信雄⑪ 邑田 一夫⑪ 松本 保男⑤ 小高 正嘉③ 中村 康宏④
第2区 川口市の一部 春日部市	18人	通山 節子⑤ 永瀬 満康⑤ 中村 友治③ 古川 元一⑩ 増田 幸也⑫ 入野 純一⑨ 上市 孝志⑦ 白根 敬⑦ 田中 一治⑧ 永瀬 恵子⑤ 野沢 大祐③ 吉岡 和義⑫ 大熊 通男③ 制野 淳① 宇田川 尚志⑧ 笠井 健一① 村石 政彦③ 大久保 健二①
第3区 川口市の一部 さいたま市（旧与野市） 越谷市、八潮市、草加市 三郷市、吉川市 北葛飾郡松伏町	22人	天一 彰夫⑥ 小嶋 淳⑤ 小林 政氏⑦ 武井 美親⑩ 千葉 乙郎③ 白井 靖⑭ 阿部 恭久⑨ 永井 雅之② 永瀬 重一⑤ 津布久 信雄⑥ 樋田 秀明① 西田 喜代子⑤ 辻村 健⑪ 前田 和洋⑤ 大森 弘④ 多田 則子⑤ 長岡 宏和① 畑中 優⑦ 田口 勲③ 大庭 將史⑮ 渡邊 妙子③ 大野 善典⑤
第4区 川口市の一部、 さいたま市（旧大宮市） 蕨市	19人	関根 信次① 増井 正樹⑩ 浅倉 朋弘① 伊藤 之厚⑦ 奥ノ木 信夫⑭ 小原 敏治③ 篠塚 和広⑪ 遠山 明宏⑦ 池田 嘉弘⑤ 加藤 俊二⑤ 佐藤 由盛⑦ 町田 新一郎⑤ 山田 由香里⑤ 深井 明友⑤ 榎原 誠⑬ 飯塚 榮一② 榎本 譲治② 小島 徹⑧ 小島 正己①
第5区 川口市の一部、戸田市 さいたま市（旧岩槻市） 富士見市、上尾市、桶川市 北本市、鴻巣市、加須市 羽生市、熊谷市、行田市 北足立郡伊奈町 比企郡川島町、比企郡吉見町	20人	葛生 誠一郎⑤ 永井 順子② 中島 一行① 萩原 徹④ 長谷川 勉⑥ 丸山 京子⑤ 小山 忠① 齋藤 純孝⑩ 鶴見 貞二① 永井 悟③ 原田 真理生⑦ 會田 雅囃⑫ 市ヶ谷 昌彦⑦ 奥墨 常治④ 坂 佳三① 尾島 敏也① 中山 定雄② 青木 健志② 阿部 進① 金澤 孝太郎④
第6区 志木市、新座市、和光市 朝霞市、ふじみ野市、所沢市 狭山市、川越市、鶴ヶ島市 入間郡三芳町、東京都北区 東京都荒川区、東京都足立区 東京都豊島区、東京都板橋区 東京都練馬区、東久留米市 西東京市（旧保谷市）、清瀬市	16人	富澤 和幸② 岡野 秀昭① 清水 和之⑦ 志村 智③ 浪川 賢治⑤ 吉川 守④ 大滝 亮⑤ 辰見 修① 富岡 健治⑨ 田中 満男⑤ 石井 健一⑤ 上原 実② 細田 嵩⑬ 八木 貞男⑪ 古指 利夫③ 長岡 博①

※総代は令和7年6月末現在です。総数120名（敬称略・順不同）

総代の属性別構成比

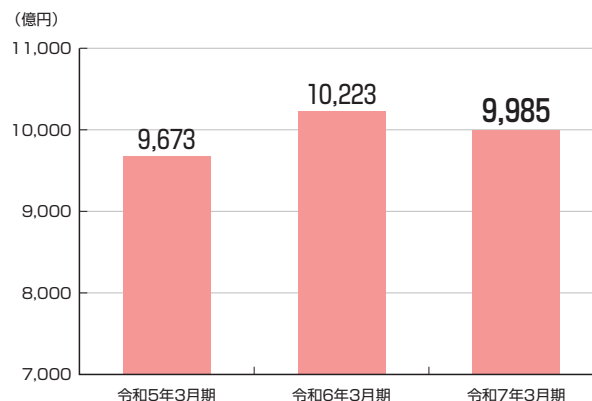
※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。

職業別	法人・法人代表者 93.3%、個人事業主 4.2%、個人 2.5%
年代別	70代 46.7%、60代 32.5%、50代 18.3%、40代 2.5%
業種別	製造業 34.2%、不動産業 21.7%、建設業 16.7%、卸売業 5.0%、小売業 5.8%、その他サービス業 4.2%、 生活関連サービス業・娯楽業 1.7%、運輸業 2.5%、教育・学習支援業 1.7%、専門・技術サービス業 1.7%、宿泊業 0.8%、 飲食業 0.8%

業績ハイライト

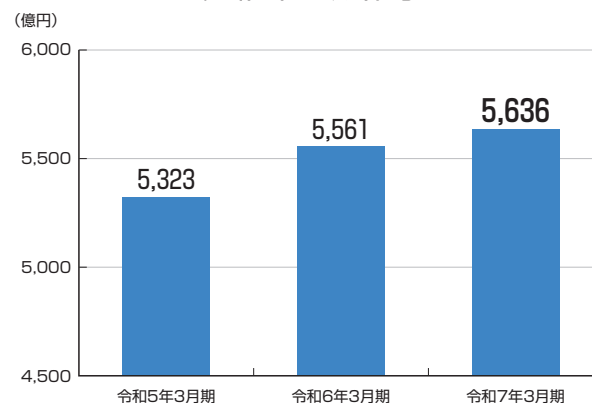


預金積金残高



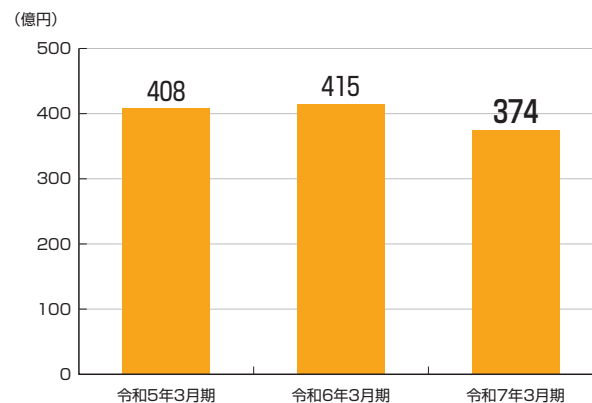
当金庫の預金積金残高は、令和7年3月期では9,985億円となっております。そのうち、大部分を個人のお客さまが占め、多くの地元の皆さまから高い信頼をいただいております。

貸出金残高



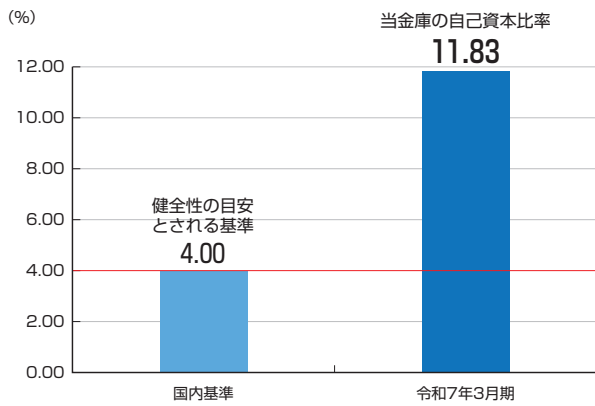
当金庫の貸出金残高は年々増加し、令和7年3月期では5,636億円となっております。当金庫は地元中小企業の健全な発展および地域の皆さまの豊かな暮らしのお手伝いのため、特定の業種に偏ることなく、小口・多数者利用の原則に基づいて、ご融資を行っております。

純資産残高



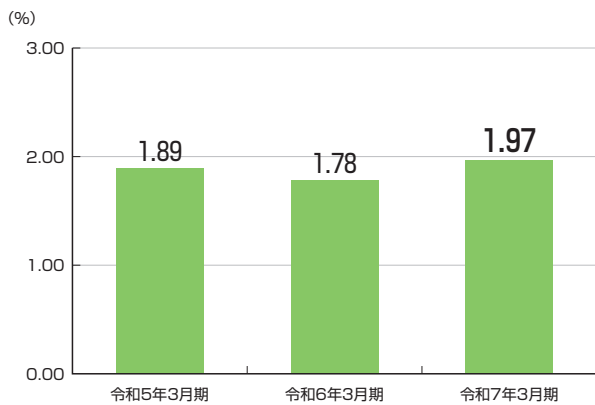
当金庫は永年に亘り堅実経営に努め、積立金や出資金等からなる純資産残高は374億円となっております。

自己資本比率



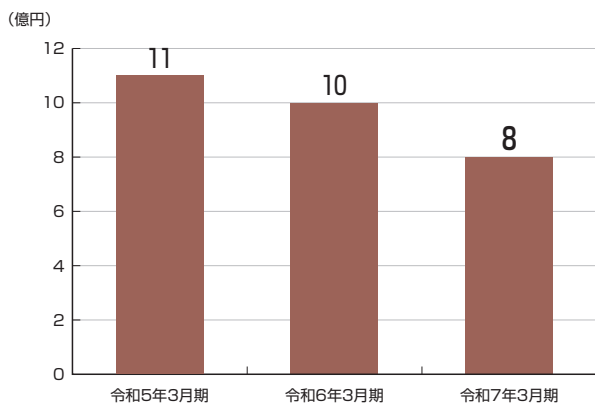
自己資本比率は金融機関の健全性や安定性をはかる重要な指標のひとつです。当金庫の令和7年3月期の自己資本比率は11.83%と、国内基準である4%を大きく上回っております。

不良債権比率



令和7年3月期の不良債権比率は前期比0.19ポイント上昇して1.97%となりました。

当期純利益



令和7年3月期は、当期純利益8億円を計上しました。



令和7年3月期事業の概況

かわしんの業績は順調です。

令和7年3月期は、中期経営計画「かわしん ネットステージ～未来へ向けて変化と成長（充実）～」の初年度であり、①経営・内部管理態勢の強化②支援力・営業力の強化③人材力・組織力の強化を基本方針とし、地域の中小企業・個人・社会が抱えている様々な課題を共に解決していく中心的な役割を担い、地域の皆さまから信頼され最初に相談される金融機関を目指して事業を行って参りました。

令和7年3月期の主な業績については、当期末の預金残高は9,985億円、貸出金は、住宅ローンや消費者ローンを中心に残高が伸長し、当期末残高は5,636億円となりました。

損益面においては、貸出金利息や預け金利息が増加したものの、預金利息と物件費の増加や役員取引等利益の減少等に伴い、コア業務純益は1,488百万円となりました。経常利益は貸倒引当金戻入益や株式等売却益の減少に伴い1,176百万円、当期純利益は827百万円で前期比248百万円の減益となりました。

主要な経営指標の推移

		令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
経常収益	百万円	11,333	11,149	11,002	11,178	11,371
経常利益	百万円	1,143	1,481	1,507	1,582	1,176
業務純益	百万円	1,491	1,634	1,628	1,472	1,236
当期純利益	百万円	867	1,116	1,134	1,075	827
預金積金残高	百万円	907,019	944,233	967,365	1,022,381	998,507
貸出金残高	百万円	489,579	510,498	532,394	556,173	563,612
有価証券残高	百万円	241,728	231,822	224,943	207,649	198,523
純資産額	百万円	46,371	44,395	40,855	41,575	37,490
総資産額	百万円	984,282	1,025,938	1,023,316	1,069,936	1,041,482
会員数	人	65,903	66,327	66,730	67,018	66,733
出資総額	百万円	2,128	2,130	2,129	2,124	2,121
出資総口数	千口	4,257	4,260	4,259	4,248	4,242
出資配当率	%	2	2	2	(※) 3	2
出資配当：一口当り	円	10	10	10	15	10
単体自己資本比率	%	10.62	10.60	10.96	10.90	11.83
職員数	人	704	682	657	629	603

(※) 100周年記念配当1%を含む

川口信用金庫のディスクロージャーのうち、詳細な計数資料等については、下記のウェブサイトからご覧ください。

なお、冊子による閲覧をご希望のお客様、その他お問い合わせ等については、別途ご案内いたしますので、当金庫職員までご相談ください。

当金庫のウェブサイト

(ディスクロージャー誌の掲載ページ)。

<https://www.shinkin.co.jp/ksb/about/disclosure/>



自己資本の充実の状況

自己資本の充実が強みです。

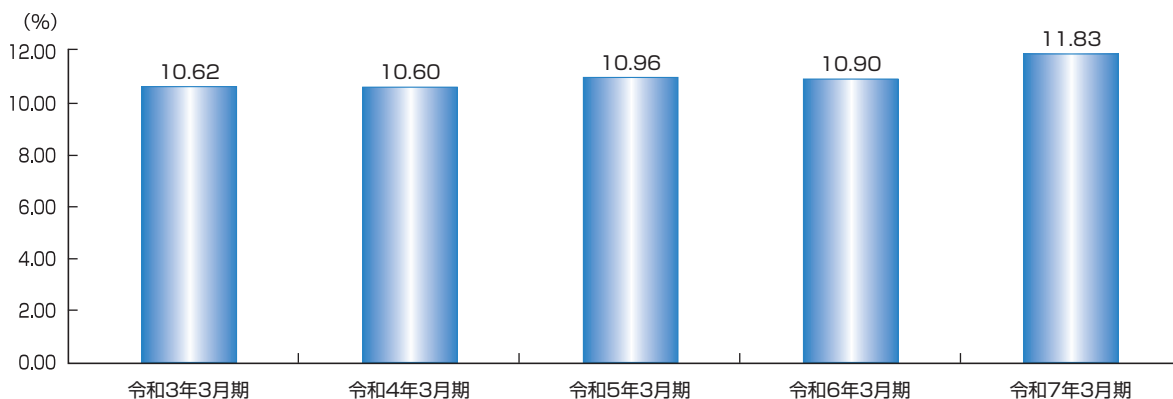
かわしんの自己資本比率は **11.83%** です。

自己資本比率とは

自己資本比率は、金融機関の健全性・安定性をはかる重要な指標のひとつです。

当金庫のように国内でのみ営業を行う金融機関は、4% 以上を維持することが義務づけられております。

単体自己資本比率の推移



$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 (45,546百万円)}}{\text{リスク・アセット等 (384,901百万円)}} \times 100 = 11.83\%$$

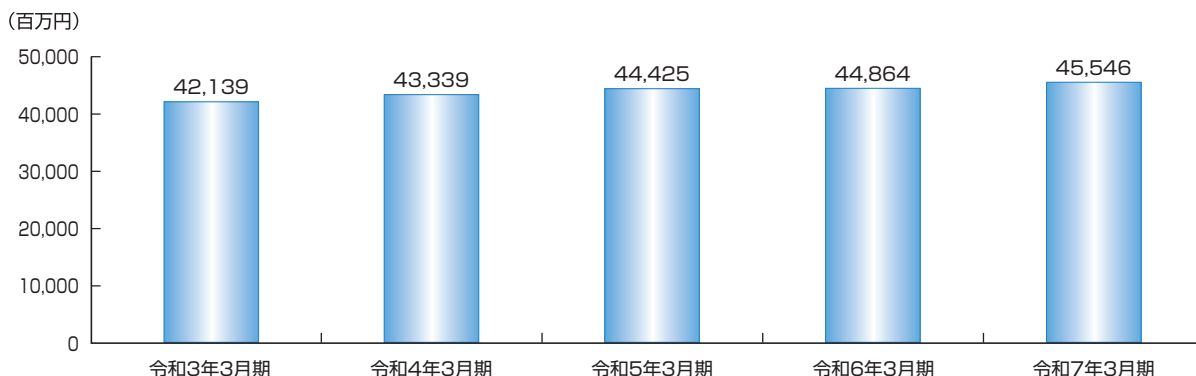
(注) 令和7年3月期より最終化されたパーゼルⅢに基づき算出しております。

自己資本の調達手段と充実度に関する状況

当金庫は、地域の会員の皆さまからの出資金等により自己資本を調達（発行主体：川口信用金庫 資本調達手段の種類：普通出資 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,121百万円）しておりますが、これまで安定した利益を計上し、内部留保の積上げにより自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準の4%を大幅に上回る10%台を維持しており、経営の健全性、安定性を保っております。

将来の自己資本の充実策については、年度ごとの事業計画に基づいて健全経営を推進し、期間利益による内部留保の積上げによってさらに充実を図ることとしております。

単体自己資本額の推移



不良債権の状況

自己査定を実施し、資産の健全性確保に万全を期しております。

当金庫では自己査定基準等に基づく資産査定を行い、これを基に不良債権の償却・引当を実施しております。令和7年3月期の不良債権額は111億円となっておりますが、その大部分は担保や引当金等で保全されており、また十分な自己資本額によってカバーされております。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
			担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)			
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和6年3月期	3,203	3,203	2,102	1,100	100.0	100.0
	令和7年3月期	2,890	2,890	2,005	885	100.0	100.0
危険債権	令和6年3月期	4,561	4,103	4,005	97	89.9	17.5
	令和7年3月期	5,969	5,651	5,596	55	94.6	14.9
要管理債権	令和6年3月期	2,213	1,411	1,149	261	63.7	24.5
	令和7年3月期	2,315	1,806	1,627	178	77.9	25.9
三月以上 延滞債権	令和6年3月期	8	8	8	0	100.0	100.0
	令和7年3月期	27	27	27	0	100.0	100.0
貸出条件 緩和債権	令和6年3月期	2,205	1,403	1,141	261	63.6	24.5
	令和7年3月期	2,288	1,778	1,600	178	77.7	25.9
小計 (A)	令和6年3月期	9,978	8,717	7,258	1,459	87.3	53.6
	令和7年3月期	11,175	10,348	9,228	1,120	92.5	57.5
正常債権 (B)	令和6年3月期	547,568					
	令和7年3月期	553,725					
総与信残高 (A) + (B)	令和6年3月期	557,547					
	令和7年3月期	564,900					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額 (c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金 (d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全額又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。

統合的リスク管理体制

統合的リスク管理の充実強化を図り、健全経営に努めております。

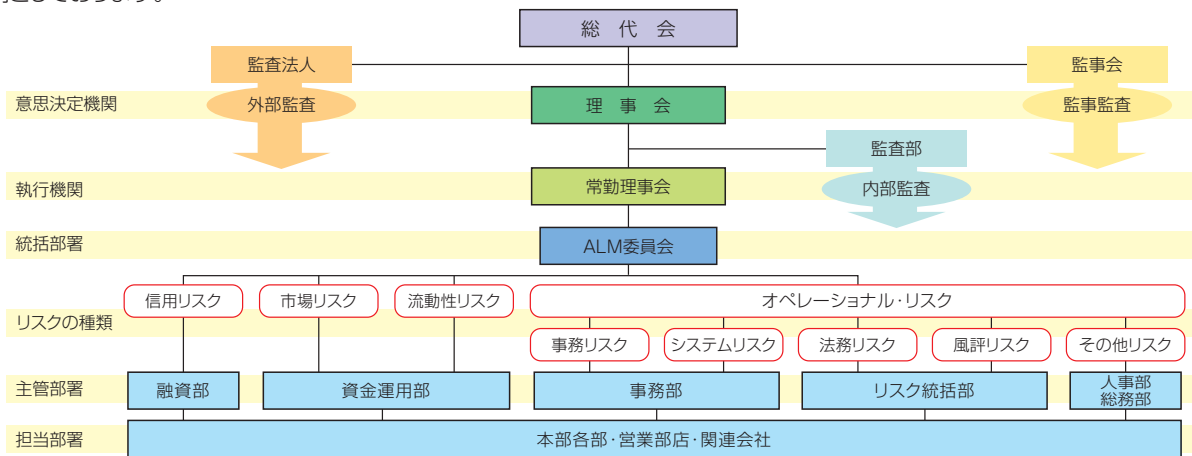
リスク管理の基本方針

金融機関を取り巻く環境が速いスピードで変化する中、業務上のリスクは多様化・複雑化しております。当金庫では、経営の健全性の維持と適正な収益確保のため、リスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、リスクを最小限度に抑えることを基本とし、さまざまなリスクを可能な限り定量的に把握し、リスク量を経営体力に見合う適正規模にすることとしております。

統合的リスク管理体制

当金庫では、さまざまなリスクを統合的に管理するため、内部統制基本方針に基づき、統合的リスク管理規程をリスク管理の基本規程とし、各種リスク管理要領等を整備しております。

各リスクごとに主管部署を定め、統括部署として ALM 委員会を設置、十分な自己資本を維持し、経営の健全性の確保を管理する体制としております。



ALM 委員会

信用リスク、市場リスク、流動性リスク等各種リスクを把握し適切にコントロールすることにより、資金調達・運用の適正化および収益の安定的な確保を目的として、定期的を開催しております。

統合的リスクの状況 (令和7年3月31日現在)

統合的リスク量と自己資本の比較

(単位：百万円)

(リスク項目)			(自己資本との比較)		
区分	令和6年3月期	令和7年3月期	区分	令和6年3月期	令和7年3月期
信用リスク	719	879	自己資本額 (B)	44,864	45,546
市場リスク	8,697	9,958	(B) - (A)	34,054	33,437
オペレーショナル・リスク	1,394	1,272	自己資本比率 4%所要額	16,455	15,396
統合的 リスク量 (A)	10,810	12,109	余力額	17,598	18,041

統合的リスク量は 12,109 百万円であり、想定するリスクが全て顕在化した場合でも自己資本比率は 4% (国内基準) を十分確保でき、18,040 百万円の余裕額を有しております。

統合的リスク管理におけるリスク量算定方法

【信用リスク】「信用リスク計量化システム」により算出したバリュー・アット・リスク (VaR) をリスク量とし、保有期間 1 年、信頼水準 99.00% としております。令和 5 年 3 月期より信用リスク計量化システムをしんきん共同センターのシステムに変更しております。

【市場リスク】「市場リスク計測モデル」により算出したバリュー・アット・リスク (VaR) をリスク量とし、金利、株式等の各リスクファクターの相関関係を考慮し、保有期間は国内債および株式等は 6 カ月、その他は 1 年、信頼水準は 99.00% としております。令和 6 年 3 月期より有価証券のうち公共債を除いた評価損益を加味しております。

【オペレーショナル・リスク】令和 6 年 3 月期は、基礎的手法により、過去 3 年間の業務粗利益の平均値の 15% をリスク量としております。令和 7 年 3 月期は、標準的計測手法により算出した額をリスク量としております。

■ 銀行勘定における金利リスク

<p>【リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲】</p> <p>銀行勘定の金利リスク（以下 IRRBB という）とは、保有する資産・負債のうち市場金利に影響を受けるものが、金利の変動によって受ける将来の資産価値の変動や収益性に対する影響で、現在価値を経済価値（EVE）、将来収益を期間損益（NII）として捉え、現行金利水準に対する損失幅をΔ EVE、Δ NIIとして計測し管理いたします。計測の対象は、預金、貸出金、有価証券、預け金、その他市場金利に影響を受ける資産・負債です。</p>	<p>【リスク管理及びリスク削減の方針】</p> <p>当金庫は、統合リスク管理要領等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、総合予算委員会において決定された方針に基づき、ALM 委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会へ報告する態勢とし健全性の確保に努めております。</p>
<p>【金利リスク計測の頻度】</p> <p>毎月末を基準日として、月次で計測しております。</p>	<p>【ヘッジ等金利リスクの削減手法】</p> <p>一般的に確立された市場取引を基本とし、派生商品等の取引は自己の ALM ポジションのヘッジ等に限定するものとしております。また、ヘッジ会計は適用しておりません。</p>
<p>【金利リスクの算定方法の概要】</p> <p>IRRBB の算定にあたり考慮している前提等は以下のとおりです。</p> <p><流動性預金> 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年、最長の金利改定満期は 5 年です。</p> <p><コア預金> 金融庁が定める保守的な前提を採用しております。</p> <p><行動オプション性の考慮等> 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約等の行動オプション性について考慮しておりません。その他計測に影響を及ぼす内部モデル等の使用はしておりません。</p> <p><通貨の取扱い> 対象は日本円のみとなっております。</p> <p><スプレッドの取扱い> 計算にあたり、割引金利にスプレッドを含めておりますが、キャッシュフローには金利変化分のみを考慮し、スプレッドの変動は考慮しておりません。</p>	<p>【銀行勘定における金利リスクの特性等】</p> <p>Δ EVE が最大となるのは、「上方パラレルシフト」であり、昨年度末と比較すると有価証券のうち債券残高が減少したこと等から減少しております。Δ EVE の自己資本額に対する割合は高い水準にありますが、当金庫ではリスク資本配賦制度として、金利リスクを VaR 等により管理しており、貸出金や有価証券の VaR に基づくリスク量に上限ガイドラインを設定し金利リスクをコントロールしております。また、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証し健全性の確保に努めております。</p>

■ 銀行勘定における金利リスク量 (単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	16,377	18,644	992	1,026
2	下方パラレルシフト	Δ 15,861	Δ 16,813	Δ 373	283
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	16,377	18,644	992	1,026
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		45,546		44,864	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

■ 信用集中リスク

(単位：百万円)

区分	令和6年3月期	令和7年3月期
自己資本 (A)	44,864	45,546
大口要管理以下非保全額 (B)	—	—
信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本 (C) = (A) - (B)	44,864	45,546
リスク・アセット等の額の合計額 (D)	411,384	384,901
自己資本比率 (C) / (D)	10.90%	11.83%

リスクの種類等について

リスクの種類	リスク等の説明	当金庫のリスク管理体制		
		リスク管理の方針	手続きの概要	
信用リスク	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化で貸出金の回収ができなくなる等により、当金庫が損失を受けるリスクのことであります。	当金庫では、厳格な資産査定及び企業格付等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理に反映させるとともに、与信判断の指針として「クレジットポリシー」を明確にし、信用リスクを確実に認識し、管理する態勢としております。	信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスクの分散のほか、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口と信先の管理等、さまざまな角度からの分析に注力しております。 リスク量の計測は、「信用リスク計量化システム」により算出し、「ALM委員会」で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会へ報告する態勢としております。貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定しております。算定結果については監査法人の監査を受ける等、適正な計上に努めております。 リスク・ウェイトの判定に使用する信用格付業者は株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・ジャパン株式会社、ムーディーズ SF ジャパン株式会社、株式会社格付投資情報センター（R&I）、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社を採用しております。なお、国内法人エクスポートジャーは株式会社日本格付研究所（JCR）および株式会社格付投資情報センター（R&I）の格付を優先しております。	
	信用リスク削減手法	信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、不動産担保、預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。 また、バーゼルⅢにおいてリスク・ウェイトを軽減するリスク削減手法が定められております。	当金庫は、信用リスクを軽減するために、不動産担保や信用保証協会による保証等によって保全措置を講じておりますが、これは補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、経営者の資質等、さまざまな角度から判断を行っております。 また、担保、保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただき、適切な取扱いに努めております。	バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法は、①適格金融資産担保として預金積金等②保証としてしんきん保証基金等③担保以外の自金庫預金との相殺が該当します。 担保に関する手続きについては、「貸出基本規程」や「貸出事務取扱要領」等に基づき適切に取扱い、適正な評価・管理を行っております。 また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、与信取引の範囲において預金相殺をすることがありますが、「債権管理回収マニュアル」等により適切な取扱いに努めております。 保証に関する信用度の評価は、信用格付業者が付与している格付により判定しております。 なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しましては、業種やエクスポートジャーの種類に偏ることなく、分散されております。
市場リスク	市場リスクとは、金利や有価証券等の価格あるいは為替等の変動により、保有する資産価値が変動し、当金庫が損失を受けるリスクのことであります。	当金庫では、一般的に確立された市場取引による運用を基本とし、市場の変動による日々のリスクを的確に把握するとともに、ポジション枠、リスク・リミット等を設定し、市場リスクを的確に捉え、管理する態勢としております。	市場リスクの評価に関しましては、金利・有価証券の価格・為替等さまざまなリスクファクターの変動による時価・評価損益によるリスク量等の変化を把握し、分析・管理するとともに、「金利上昇時のアクションプラン」に基づく予兆管理を行い、月次で役員に報告しております。 時価・評価損益・VaRを日次で管理し、役員まで報告、月次ではVaR、BPV、ヒストリカルテスト等の「市場リスク計測モデル」によりリスク量を計測し、「ALM委員会」で協議検討する態勢としております。	
	銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートジャー	当金庫では、株式・投資信託について、市場リスク管理と同様保有限額度を設け、適正な収益を確保することを基本方針としております。 評価額が著しく下落した場合には、内部規定に基づき適切な対応を講じる態勢としております。	上場株式、投資信託のリスクの認識は、銘柄ごとの日々の時価評価によって把握のうえ役員まで報告し、投資継続の是非を協議するとともに、運用状況について「ALM委員会」に報告し適切なリスク管理に努めております。 非上場株式、子会社、投資事業組合への出資金のリスクの状況は、財務諸表や運用報告により把握し、状況について必要に応じ役員まで報告する等、適切なリスク管理に努めております。	
	証券化エクスポートジャー	証券化とは、金融機関が保有するローン債権等の原資産を裏付に証券として組み替え、第三者に売却して流動化することをいいます。	当金庫では、証券化商品について、市場リスク管理と同様に保有限額度や厳格な投資基準を設けるとともに、適切なモニタリング態勢を整えております。	証券化商品のリスクの認識は、当該商品に係る情報（格付の状況、裏付資産の状況、商品の構造等）を投資期間を通じて継続的または適時に入手し、必要に応じて信用補充の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行ない、担当役員等へ報告する態勢としております。 信用リスクアセット額の算出については標準的手法を、リスク・ウェイトの判定については信用リスク管理と同様の適格格付機関の格付を採用しております。
流動性リスク	流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等によって資金繰りがつなくなる場合（資金繰りリスク）や、金庫の財務内容の悪化等によって通常よりも高い金利での調達を余儀なくされる（市場流動性リスク）ことにより、当金庫が損失を受けるリスクのことであります。	当金庫では、支払準備資金を十分確保するとともに、常時資金の状況を適切に把握・管理しており、資金繰り対策に万全を期す態勢としております。	主管部署において、市場流動性及び資金繰りリスクについて状況を適切に把握・管理するとともに、その状況等について担当理事・理事会に報告し、ALM委員会等で検討・協議する態勢としております。 また、非常時を想定したシミュレーション計測を実施し、支払準備資産が適切であるか役員まで報告する態勢としております。	
オペレーショナル・リスク	当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス、人、システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象に起因することから生じるリスク」と定義し、次のリスクとしております。	当金庫では、さまざまなリスクごとに管理体制や管理方法に関する「リスク管理要領」を定め、オペレーショナル・リスクを確実に認識し、管理する態勢としております。	オペレーショナル・リスクの評価に関しましては、当面、標準的計測手法を採用することとしております。 算出したリスク量については「ALM委員会」で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会へ報告する態勢としております。	
	事務リスク	事務リスクとは、従業員が正確な事務を怠ったり、事故や不正等当金庫が損失を受けるリスクのことであります。	人的リスク	人的リスクとは、報酬・解雇等での人事運営上の不公平・不公正、またセクシュアルハラスメント等差別的行為によって当金庫が損失を受けるリスクのことであります。
	システムリスク	システムリスクとは、災害やシステムの障害等によるコンピュータの停止や誤作動、またコンピュータが不正に使用されることによって当金庫が損失を受けるリスクのことであります。	有形資産リスク	有形資産リスクとは、災害等によって店舗、機械設備等の有形資産が毀損し、当金庫が損失を受けるリスクのことであります。
	法務リスク	法務リスクとは、当金庫の経営・取引において法令等に違反する行為、或いは不当な契約を結ぶこと等によって、当金庫が損失を受けるリスクのことであります。	風評リスク	風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等によって、当金庫の信頼度が低下することによって損失を受けるリスクのことであります。

業務のご案内

預金業務

種 類	内 容
定期性総合口座	普通預金・定期預金・定期積金・ご融資が一冊の通帳にセットされた便利な口座です。給与やボーナス、年金や配当金のお受け取り、また、定期預金定期積金合計金額の90%（最高200万円）までご利用いただけます。キャッシュカードでもご利用いただけます。
普通預金	お預け入れ・お引き出しが自由にできる預金です。
貯蓄預金	普通預金のように使える預金です。ご預金の残高に応じた所定金利が適用されます（個人のみ）。また、普通預金とのスイングサービスもお取り扱いしております。
当座預金	小切手等をお使いになるご商売用に便利な預金で安全・効率的です（2027年3月末をもって手形、小切手の利用ができなくなります）。
通知預金	1万円以上でまとまった資金の短期間の運用に適しております。7日以上据え置き、2日前までの予告で払い出しする条件です。
納税準備預金	計画的に納税資金をご準備いただく預金です。
スーパー定期預金	お預け入れ期間は、1カ月以上5年以内です。
変動金利定期預金	お預け入れの日から、6カ月ごとに金利が変わります。お預け入れ期間は、1年～3年以内です。
大口定期預金	大口資金の資産形成に最適です。期間は1カ月～5年以内です。
ねんきん定期500	販売期間を限定した商品です。かわしんで公的年金をお受け取りされている方、または、新しく公的年金のお受け取りを開始される方を対象に、通常の定期預金の金利を優遇いたします。但し、合計500万円までとなります。期間は1年または3年です。
積立定期預金	契約期間内で分割預入、満期日が設定できます。
かわしん 福祉優遇定期300	かわしんで指定する年金を受給されている方、または新しく受給される方を対象に通常の定期預金の金利を優遇いたします。但し、合計300万円までとなります。
定期積金	事業資金、住宅新築、結婚、レジャー等のご計画にご利用いただけます。積立期間は6カ月～60カ月の範囲でお選びいただけます。満期月指定定期積金、旅行定期積金、シニア定期積金「華」等がございます。
ひまわり定期積金	隔月掛込の商品です。かわしんで年金を受給されている方、または、新しく年金の受給をされる方を対象に、通常の定期積金の金利を優遇いたします。積立期間は12カ月～60カ月の範囲でお選びいただけます。
財形預金	（財産形成期日指定積立定期預金） お勤めの方が給与天引きでムリなく計画的な貯蓄ができます。財形年金預金と財形住宅預金を合算して550万円まで非課税です。
無利息型普通預金	（決済用預金） 利息はつきません。預金保険制度により全額保護されます。
教育資金一括贈与専用口座	ご祖父母さま（贈与者）がお子さまやお孫さま（受贈者）に将来の教育資金として金融機関を通じて贈与した場合、受贈者一人につき、1,500万円までの贈与について贈与税非課税制度の専用口座としてご利用いただけます。
かわしん相続定期預金	金融機関等において相続手続き完了後1年以内で、相続された資金をお預けいただけるお客さまを対象に、通常の定期預金の金利を優遇いたします。但し、相続資金の範囲内となります。
後見支援預金	成年後見人が裁判所の報告書・指示書によって利用できる普通預金であり、成年後見人の財産を日常的に使用する金銭と普段使わない金銭については、裁判所の報告書・指示書がないと入金等の取引が出来ない仕組みです。

内国・外国為替業務

種 類	内 容
内国為替業務	当金庫の本支店をはじめ、日本全国の金融機関をオンラインで結ぶネットワークにより、送金・振込・代金取立等の為替サービスを迅速、確実に取扱っております。
外国為替業務	海外送金、輸出手形の買取・取立等を信金中央金庫の代理業（取次金庫）として取扱っております。
モアタイムシステムへの参加	全銀システム稼働時間の拡大に伴い、平成30年10月9日より、本支店・他金融機関あての即時振込の取扱い時間を拡大いたしました。インターネットバンキング、当金庫ATMからのお振込は、即時に振込発信し、ご指定のお受取人さまの口座へ入金されます。また、本支店・他金融機関からのお振込は当座預金を除き、原則として即時にご入金いたします。

融資業務

種 類	内 容
法人のお客さま	事業に必要な運転資金や設備資金等、企業のライフステージに合わせてご利用いただける融資をお取扱いしております。
かわしん創業新事業支援融資「アロング」	新たに開業する方、または開業3年以内のお客さまを対象にご利用いただけます。
かわしん「ビジネスフリーローン」	法人のお客さまを対象に20歳以上の代表者を連帯保証人とし事業性資金にご利用いただけます。
創業・地域支援ローン	[創業支援ローン] 業歴2年未満のお客さまを対象にご利用いただけます。 [地域支援ローン] 業歴2年以上のお客さまを対象にご利用いただけます。
かわしん地域提携型ビジネスローン「パートナー」	3年以上同一事業を営むお客さまを対象に無担保でご利用いただけます。
かわしん企業再生支援融資「サポート」	お客さまの資金繰りの安定・円滑化のためにご利用いただけます。
SDGs サポートローン「GOALs」	SDGsの実現を目指すお客さまを対象にご利用いただけます。埼玉県と連携して、埼玉県内の4信用金庫が合同・協力して創設した商品です。
かわしん「当座貸越専用口座」	事業資金が必要なときに反復してご利用いただけます。
埼玉県・市町村制度融資	お客さまのニーズに応じた県・各市町村の制度融資をお取扱いしております。
保証協会制度	埼玉県信用保証協会・東京信用保証協会と連携し、各種商品をご用意しております。
個人のお客さま	ライフステージに合わせたさまざまな融資をお取扱いしております。インターネットのみでお申込みからご契約手続きまで完結する商品もございます。
かわしんカードローン	専用のカードで、必要な時にお近くのATMからお引き出しできます。WEB完結ローンのお取扱いもございます。
かわしんカーライフプラン	車の購入のほか、修理・車検・免許取得等にご利用いただけます。WEB完結ローンのお取扱いもございます。
かわしん教育プラン	入学金、授業料等にご利用いただけます。WEB完結ローンのお取扱いもございます。
かわしん教育カードローン	教育資金専用のカードローンで、ご契約の融資限度額まで、ATMでのお借入れが可能です。在学期間中は利息のみの支払いで、卒業後から元金の返済が始まります。
かわしん住宅ローン	住宅購入・新築増改築・住宅用土地購入資金等、また他金融機関からのお借換えにもご利用いただけます。
かわしん住宅サポートローン	住宅購入のタイミングで発生する家具家電や自動車の購入資金、旧債返済資金としてご利用いただけます。
かわしん安心リフォームプラン「一家団欒」	太陽光発電設備・エコ使用設備設置を含むリフォーム・耐震リフォーム・バリアフリーリフォームにご利用いただけます。
かわしんシニアライフローン	充実したセカンドライフのための趣味やレジャーなど幅広い用途でご利用いただけます(ただし投機資金は除く)。当金庫で年金受取口座を指定している方、あるいは、口座を指定する手続きをした方がご利用いただけます。
かわしんリバースモーゲージ	資金使途は自由で、旧債務の返済、事業性資金としてご利用いただける商品もございます(ただし投機資金は除く)。WEB完結ローンのお取扱いもございます。
かわしんフリーローン (しんきん・自由自在・スタートライン・マイスターⅡ・住宅サポートローンワイド)	資金使途は自由です。旧債返済資金、事業性資金としてご利用いただける商品もございます。WEB完結ローンのお取扱いもございます。
代理貸付	信金中央金庫、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構等の代理貸付業務をお取扱いしております。

■ ローンご利用にあたっての留意事項

各商品によって利率、保証料、お借入限度額、お使いみち等が異なりますので、当金庫の窓口で十分にご確認の上ご利用ください。ご利用にあたりましては、無理のない計画的なご利用をお勧めいたします。



証券業務・保険業務

投資信託	お客さまの中・長期的、安定的な資産形成を実現するため、運用目的にあわせた、国内外の株式・債券・不動産等に運用するファンドや各種を組み合わせたバランス型ファンド等多様な商品を取り揃えております。
公共債	個人向け国債（変動金利型 10 年、固定金利型 3 年・5 年）をお取扱いしております。
保険	相続対策や病気・ケガへの備え、老後の生活費の準備等、さまざまなニーズにお応えするため、年金保険、終身保険、定期保険、がん・医療保険、傷害保険、個人用火災保険（住宅ローン関連）、債務返済支援保険、企業総合補償保険をお取扱いしております。

サービス業務その他

種 類	内 容	
日本銀行歳入代理店業務	国税等の歳入金をお取扱いしております。	
公金の収納事務	県税、市税等の公金をお取扱いしております。	
地方税統一 QR コードによる地方税収納	地方税統一 QR コードが付された全国の地方税を納付できます。	
リースのご案内	機械設備等のリースをご希望のお客さまに、しんきんリース（株）をご案内いたします。	
サッカーくじ toto 換金業務	各市にある 23 店舗でお取扱いしております。	
貸金庫	資産の安全な保管にご利用いただけます。	
CD キャッシング	しんきん VISA カード及び VISA ジャパン、しんきん JCB 及び JCB、UC、DC、MC 等各グループのカードキャッシングが現金自動受払機（ATM）でご利用いただけます。	
しんきんゼロネットサービス	お手持ちのキャッシュカードが全国の信用金庫の CD、ATM でご利用いただけます。平日 8:45 ~ 18:00 の入出金、一部の信用金庫を除いて土曜日 9:00 ~ 14:00 の入出金は、手数料が無料でご利用いただけます。	
デビットカード	お手持ちのキャッシュカードでショッピングができます。	
かわしんアンサーサービス	お客さまご指定の普通・当座預金の入出金明細、預金残高をパソコン、ファクシミリ、プッシュホンを通じてお知らせいたします。	
かわしんファームバンキングサービス（FB）	ご自宅や事務所で、振込・振替、残高照会・入出金明細照会・振込振替照会ができます。 ※本機能をご利用の場合は、別途、月額基本手数料がかかります。	
かわしん自動振込サービス	毎月一定日に、お客さまが指定された金額を指定された受取口座あてに、一定期間継続して振込むサービスです。	
インターネットバンキング	パソコンからインターネットを通じて、残高照会、振込等ができます。	
	個人向けインターネットバンキング	法人および個人事業主向けインターネットバンキング
	振込サービス…即時振込、予約振込、結果照会 照会サービス…残高照会、入出金明細照会、取引履歴照会 セキュリティ…ソフトウェアトークン	振込サービス…都度振込、総合振込、給与・賞与振込、明細設定登録・照会 照会サービス…残高照会、入出金明細照会、取引状況照会 セキュリティ…電子証明書、ソフトウェアトークン
	※お申込においては、振込サービスと照会サービスをご利用できます。照会サービスのみのお申込、又は、振込サービスのみのお申込はできませんので、ご了承ください。	
フィッシュウォール	不正送金、フィッシング対策ソフト「フィッシュウォールプレミアム」（無料）をご利用いただけます。詳しくはホームページに記載されております。	
遺言信託業務	事業、財産、相続人等、遺される方を考慮した円満な相続を実現するため、遺言書の作成補助、保管、遺言の執行のお手伝いおよび、相続発生時の円滑な資金の受取や生前贈与をサポートいたします（業務提携：信金中央金庫、ほかから信託（株））。	
こたら送金	株式会社こたらが提供するスマホアプリを用いた個人のお客さま向け小口送金サービスです。	
ネット口座振替受付サービス	お客さまの携帯電話、パソコンから収納機関（クレジット、生命保険、損害保険等）のインターネットサイトで、預金口座振替契約を締結するサービスです。	
Bank Pay	日本電子決済推進機構が提供するスマートフォンアプリを用いて銀行口座が直接お支払ができる QR 決済サービスです。	
でんさいサービス	（株）全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）が手形に代わる新たな決済手段として提供する「電子記録債権（でんさい）」を利用するサービスです。企業間取引等で発生した債権の支払に関し、パソコン等で電子記録をすることで、安全・簡易・迅速に電子記録債権の発生・譲渡等を行うことができます。	
個人型確定拠出年金「iDeCo」の取扱い	東京海上日動火災保険（株）との業務委託契約に基づき、お取扱いを開始した個人型確定拠出年金（iDeCo）で、老後の生活資金形成のための商品です。	
インターネットバンキングにおける API サービス提供開始	法人向けインターネットバンキングにおいて、平成 31 年 2 月 4 日より API サービスの提供を開始いたしました。今回、当金庫が契約を締結している電子決済等代行業者はホームページに記載されております。	
バンキングアプリ	口座残高や入出金明細がいつでも、どこでも簡単に確認できるアプリです。ご利用申込はスマートフォンから行い、すぐにご利用ができます。ご利用申込後は、生体認証やアプリ専用のパスコード（4 桁数字）認証等で簡単にご利用できます。	
しんきん PayB	スマートフォンのアプリケーションでバーコードや QR コードを読み込ませ、公共料金や税金等を簡単に支払うことができます。	

相談業務

■ 顧問相談会

毎月特定日に顧問弁護士、顧問税理士によるお客さま相談会を行っております。

■ 年金相談会

社会保険労務士によるお客さまの年金の手続き・お受け取り等についてのご相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。



主な手数料一覧

1. 為替手数料

(1) 振込手数料 (1件につき)

(税込)

種別	金額の区分	手数料			
		当庫同一店内	当庫本支店宛	他行宛	
電 信	ATM	5万円未満	無 料	110円	490円
		5万円以上	110円	220円	550円
	FBモバイルバンキング	5万円未満	無 料	110円	380円
		5万円以上	220円	220円	550円
	定額自動振込	5万円未満	110円	330円	600円
		5万円以上	330円	550円	770円
	窓 口	5万円未満	220円	220円	600円
		5万円以上	440円	440円	770円
	インターネットバンキング	5万円未満	無 料	無 料	270円
		5万円以上	無 料	無 料	440円
文 書	窓口(公金・付帯)	-	-	1,100円	

※定額自動振込には、口座振替手数料が含まれております。
 ※ATMの他行キャッシュカードによる振込は、上記手数料のほかATM出金手数料がかかります。
 ※カードによる振込については、時間帯および土曜、日曜、祝日のカード利用手数料が、振込手数料にプラスされます。

(2) 代金取立手数料 (1件につき)

(税込)

種 別	手数料
当金庫本支店宛	660円
他金融機関宛	

※割引手形・譲渡担保手形につきましても、上記手数料を頂きます。

(3) その他諸手数料 (1件または1通につき)

(税込)

種 別	手数料
取立手形店頭呈示料 (所定の手数料を超える場合は実費)	1,100円
振込・送金の組戻手数料	1,100円
取立手形組戻手数料	1,100円
不渡返却手数料	1,100円
依頼返却手数料	1,100円
店頭返還手数料	1,100円
異議申立手数料	1,100円
税金(東京都・埼玉県内区市町村) 取次手数料	1,100円

種 別	内 容	手数料
口座振替手数料 (家賃・駐車料等)	1件につき	110円
(// <学校自振>)	1件につき (振替済件数)	<55円>
ファームバンキング基本手数料	月額 (1顧客)	1,100円
インターネットバンキング(法人用)	月額 (1顧客)	3,300円

種 別	内 容	手数料	
		自店内	本支店・他行
給与振込手数料	1件につき	無 料	220円

※法人向けインターネットバンキング (WEB-FB サービス) をご利用の場合は、自店内・本支店宛の振込手数料は無料です。

2. 預金関連手数料

(1) 自動機利用手数料

(税込)

種 別	曜 日	利用時間	手数料	
			出金取引	入金取引
当金庫カード	平 日	8:00 ~ 8:45	110円	無 料
		8:45 ~ 18:00	無 料	無 料
		18:00 ~ 21:00	110円	無 料
	土曜日	8:00 ~ 9:00	110円	無 料
		9:00 ~ 14:00	無 料	無 料
		14:00 ~ 17:00	110円	無 料
提携信用金庫カード	平 日	8:00 ~ 8:45	110円	110円
		8:45 ~ 18:00	無 料	無 料
		18:00 ~ 21:00	110円	110円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	110円	110円
		9:00 ~ 14:00	無 料	無 料
		14:00 ~ 17:00	110円	110円
他行・ゆうちょカード	平 日	8:00 ~ 8:45	220円	220円
		8:45 ~ 18:00	110円	110円
		18:00 ~ 21:00	220円	220円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	220円	220円
		9:00 ~ 14:00	110円	110円
		14:00 ~ 17:00	220円	220円
日曜・祝日	8:00 ~ 17:00	220円	220円	

※当金庫のキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客さまへ
 平成22年6月18日より利息制限法改正 (利息制限法施行令第2条及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条 <平成19年11月公布>) に伴い「定期性総合口座貸越」取引及び「カードローン」取引のATM利用手数料が貸越等のご利用金額に応じて以下の通り変更となりました。

定期性総合口座貸越、カードローンご利用金額	ATM利用手数料 (消費税込)	法令で定められた制限
1万円以下	110円以下	110円以下
1万円超	220円以下	220円以下

(2) 手形・小切手発行手数料

(税込)

種 別	内 容	手数料
小切手帳	1冊 (50枚)	4,400円
約束手形帳	1冊 (50枚)	4,400円
為替手形帳	1冊 (25枚)	2,200円
手形貸付用約束手形	1枚につき	110円
専用約束手形 (マル専)	1枚につき	660円
自己宛小切手	1枚につき	1,100円

種 別	内 容	手数料
署名判登録・変更手数料	各々1件につき	5,500円
当座預金新規開設手数料	新規口座開設時	11,000円
マル専口座開設手数料	開設の都度	3,300円

(3) 再発行手数料

(税込)

種 別	内 容	手数料	
再発行	通帳・証書 (含保護預り証書)	1冊 (枚)	1,100円
	キャッシュカード	1枚	1,100円
	ローンカード	1枚	1,100円

※紛失、汚損、破損およびお客さまの要請による再発行が対象となります。

3. 融資関連手数料

(1) 不動産担保関連手数料 (1契約につき)

(税込)

種別	内容	手数料	
新規設定 (含む担保譲受)	一般貸付	55,000円	
	住宅ローン	土地・建物同時設定の場合 追加担保がある場合	33,000円 55,000円
	住宅ローン(マンション)	—	44,000円
極度・順位変更	一般貸付	—	44,000円
債務者の変更	一般貸付・住宅ローン	債務引受の他、氏名(改姓)・住所(転居)等の変更を含む	11,000円
追加担保	一般貸付	当初契約と一体となる条件履行のための追加担保 上記以外	22,000円 33,000円
担保差替え	一般貸付	—	55,000円
全部抹消・一部抹消	一般貸付・住宅ローン	設定契約書1件ごと・一部抹消はその都度	11,000円
担保抹消立会い	一般貸付・住宅ローン	—	11,000円の加算
複数物件設定・変更・抹消	一般貸付	法務局の異なる共担物件(1ヶ所毎)	11,000円の加算
遠隔地物件設定	一般貸付	当金庫地区外の場合(手数料の他別途費用をいただく場合があります。)	11,000円の加算
担保譲渡	一般貸付	—	22,000円
金庫の同意書	一般貸付・住宅ローン	開発許可、道路位置指定に伴う金庫の同意書、印鑑証明の交付	11,000円

※登記留保・仮登記についても対象となります。
 ※担保権の金額に関係なく手数料は必要です。
 ※SMBC 信用保証付住宅ローン(旧東総信)は、上記手数料は不要です。
 ※一般貸付にはかわしんリバースモーゲージを含みます。

(2) 住宅ローン*1 関連手数料 (1件につき)

種別	内容	手数料
事務取扱手数料	取扱手数料(全国保証・保証料一括払い)*2	110,000円
	取扱手数料(全国保証・保証料分割払い)	55,000円
	取扱手数料(全国保証以外)	55,000円
一部繰上返済・繰上完済	固定金利特約期間中の場合	33,000円
	上記以外	5,500円
条件変更**3**4	期限の延長・返済金額の変更(元金据置含む)・利払いの変更・金利(利率)の変更・連帯保証人の変更(追加・脱退)・返済方法の変更等	5,500円
固定金利選択型住宅ローンの固定金利特約期間終了時における金利再設定・変更	固定金利 → 固定金利 変動金利 → 固定金利	5,500円 5,500円
債務者の変更	債務引受契約等	11,000円

*1 住宅ローンには無担保住宅ローンを含みます。
 *2 全国保証の手数料 55,000円を含みます。
 *3 複数内容の条件変更が重なった場合の手数料は1債権1業種につき5,500円です。
 *4 原契約書の契約内容が変更する場合は対象となります(変更契約書等)。

(3) 消費者金融(除く住宅ローン) 関連手数料 (1件につき)

(税込)

種別	内容	手数料
「かわしんリバースモーゲージ」事務取扱手数料	貸越極度額の1.65%	

(4) 事業性融資関連手数料(代理貸付は除く) (1件につき)

(税込)

種別	内容	手数料
賃貸収益物件融資事務取扱手数料	—	55,000円
一部繰上返済・繰上完済*1	—	11,000円
条件変更**2**3	期限の延長・返済金額の変更(元金据置含む)・利払いの変更・金利(利率)の変更・連帯保証人の変更(追加・脱退)・返済方法の変更等	11,000円
固定金利特約期間終了時における金利再設定・変更	固定金利 → 固定金利 変動金利 → 固定金利	11,000円 11,000円
固定金利特約期間終了前における期限前返済等に関する特約付融資*4	特約書対応	
債務者の変更	債務引受契約等(法人成り含む)	33,000円

*1 以下のご融資は対象外です。
 ①借換による返済・プロジェクト資金(業種で承認された事業計画通りの場合に限り)
 ②地方公共団体が金利を定めている制度資金、川口市・埼玉県中小企業共済協会保証付融資
 ③国・地方公共団体向けの貸出、国・地方公共団体が出資する法人・独立行政法人・公社等向け融資
 ④シンジケートローン・預金担保付融資(特定担保)
 *2 以下のご融資は対象外です。
 ①地方公共団体が金利を定めている制度資金(利子補給期限経過後も含む)、川口市・埼玉県中小企業共済協会保証付融資
 ②国・地方公共団体向けの貸出、国・地方公共団体が出資する法人・独立行政法人・公社等向け融資
 *3 原契約書の契約内容が変更する場合は対象となります(変更契約書等)。
 ①複数内容の条件変更が重なった場合の手数料は1債権1業種につき11,000円です。
 ②手形貸付における手形期日の延長(手形の書替)は対象外です(貸出期限の延長は対象となります)。
 *4 期限前返済等に関する特約書の条項に従います(平成24年10月1日より取扱開始)。

4. 代理貸付手数料

(1) フラット35 融資手数料

(税込)

利用タイプ	内容	手数料
単独利用タイプ	A型	33,000円
	B型	融資金額×1.87%

(2) 信金中央金庫 融資関連手数料*1

(税込)

対象項目	内容	手数料
一部繰上返済・繰上完済**2	—	33,000円
条件変更**3	返済金額の変更(元金据置含む) 利払いの変更・金利(利率)の変更	33,000円

※手数料の徴収は証書貸付を対象とします。
 ※1 締切日の前営業日までに信金中央金庫からの承諾を得ることが必要となります。
 ※2 一部繰上返済で生じる返済条件の変更は条件変更手数料に該当しません。
 ※3 債務引受による債務者変更や保証人変更(追加・脱退)の場合は対象外です。

5. その他諸手数料

(1) 貸金庫利用手数料

(税込)

種別	内容	手数料
貸金庫	第一種	年額 13,200円
	第二種	年額 16,500円
	第三種	年額 22,000円
	簡易貸金庫	年額 13,200円
全自動型貸金庫	A型	年額 16,500円
	B型	年額 26,400円
	C型	年額 39,600円
全自動型貸金庫カード発行・鍵代	—	5,500円
使用者が保管する正鍵の破損または紛失による再調製費用	—	実費 + 1,100円

※貸金庫の利用料は1年分を前納いたします。
 ※期中途中で契約の場合、契約時に契約月の属する月を1ヶ月として、その月から月額計算いたします。

(2) 夜間金庫利用手数料

(税込)

種別	内容	手数料
夜間金庫	年額	52,800円
貸与品(鍵・錠等)の破損又は紛失による修理・再調製費用	—	実費 + 1,100円

(3) でんさいネットサービス利用手数料

(税込)

種別	インターネット・窓口共通		
	基本手数料・契約料金	無料	
発生記録(債務者請求)	当金庫宛	330円	440円
	他行宛	440円	660円
発生記録(債権者請求)	当金庫宛	330円	440円
	他行宛	440円	660円
譲渡記録	当金庫宛	165円	165円
	他行宛	220円	220円
分割譲渡記録	当金庫宛	330円	440円
	他行宛	440円	660円
特別開示(書面)	請求者	—	2,310円
残高証明書(都度発行)	請求者	—	3,410円
残高証明書(定例発行)	請求者	—	1,650円
単独保証記録	請求者	165円	220円
	(オンライン)	請求者	165円 220円
変更記録	(書面)	請求者	— 1,320円
	(オンライン)	請求者	— 1,320円
訂正・回復	(書面)	請求者	— 1,320円
	訂正内容が煩雑なもの	請求者	— 作業実費
支払不能通知の訂正(書面)	請求者	—	2,310円
支払不能通知の取消(書面)	請求者	—	2,310円
支払不能情報照会(書面)	請求者	—	2,310円
口座間送金決済委託手数料(入金)	債権者	無料	無料
でんさい割引	事務手数料	請求者	— 220円
	支払不能でんさい返却	請求者	— 660円
	でんさい依頼返却	請求者	— 660円
貸倒引当金繰入事由に係る証明書	請求者	—	1,100円
	中小企業倒産防止	請求者	—
共済制度に係る証明書発行請求	請求者	—	1,100円
特定記録機関連変更記録	請求者	—	5,500円

※(—)表示につきましては「書面」扱いにて、窓口扱いの手数料となります。

(4) 両替手数料(紙幣及び硬貨)

(税込)

種別	内容	手数料
円貨両替・払出	10枚以下(口座あり、無しに関わらず)	無料
	11枚～500枚以下	550円
	501枚～1,000枚以下、以降500枚毎に550円を加算	1,100円

※持込・支払いいずれが多い方を基準といたします。
 ※新たに発行される記念硬貨の両替(交換)につきましては無料です。
 ※新券両替(同一金種を含む)、発行済記念硬貨の両替、汚損・変形硬貨の両替につきましても取扱枚数に応じた手数料をいただきます(汚損・変形硬貨はお受けできない場合があります)。またお届け分の両替につきましても上記手数料をいただきます。

(5) 硬貨入金整理手数料

(税込)

種別	内容	手数料
硬貨入金	50枚以下	無料
	51枚～500枚以下	550円
	501枚～1,000枚以下、以降500枚毎に550円を加算	1,100円

※ご持参金額が不明のままお預かりする場合、1日に複数回に分けた取引も合算した枚数となります。
 ※預金口座入金、為替取引、税金等の硬貨取引枚数に上記手数料をいただきます(汚損・変形硬貨はお受けできない場合があります)。

(6) 金種指定払戻手数料(紙幣および硬貨)

(税込)

種別	内容	手数料
金種指定及び新券指定の場合	10枚以下	無料
	11枚～500枚以下	550円
	501枚～1,000枚以下、以降500枚毎に550円を加算	1,100円

※金種指定払戻とは、預金の払戻等のお手続きにおいて、硬貨や紙幣の種類・枚数を指定する取引です。
 ※金種を指定しない払戻は無料です。
 ※新券指定についても取扱枚数に含みます。
 ※1日に複数回に分けた金種指定払戻も合算した枚数となります。
 ※お届け分の両替につきましても上記手数料をいただきます。

(7) 現金届手数料

(税込)

種別	内容	手数料
現金届手数料	1回	1,100円

(8) 諸手数料

(税込)

種別	内容	手数料
残高証明書発行手数料(電算出力対応分)	預金・融資・公共債・投資信託の各種1件毎	440円
残高証明書発行手数料(監査法人用・英文・手書用)	監査法人用・英文・手書用	2,200円
残高証明書自動発行手数料	預金・融資の各種1件毎	440円
返済予定表再発行手数料	1枚	440円
割賦金返済履歴発行手数料	1枚	440円
住宅控除年末残高証明書発行手数料	1通	220円
融資証明書発行手数料	1通	11,000円
支払利息証明書発行手数料(都度発行)	1通	440円
支払利息証明書発行手数料(登録発行)	1通	440円
民法第909条の2に基づく遺産分割前の相続預金の払戻しに係る証明書	1通	1,100円
取引履歴作成手数料	1口座1ヶ月毎 但し、作成依頼日から遡る期間が10年を超える分は1口座1ヶ月毎	220円 440円
為替取引明細発行手数料(インターネットバンキングによる振込明細表)	振込1件毎	220円
両替機利用手数料	カード発行手数料・再発行手数料 年間利用料	2,200円 26,400円
個人情報開示基本手数料	1回の開示請求につき	550円
個人情報開示復写手数料	開示文書1通につき	22円
破産管財人口座開設手数料	1件毎	3,300円
相続管理人口座開設手数料	1件毎	3,300円
お振込帳発行手数料	1冊	1,100円
代理人カード発行手数料(2枚目のカード発行)	1件毎	1,100円

※外国為替手数料は、外国為替金利・手数料便覧の金額とします。
 ※本表の手数料は、消費税10%を含んだ金額です。

開示項目一覧

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第 89 条（銀行法第 21 条準用）、金融再生法第 7 条に基づき作成しております。

I. 単体ベースのディスクロージャー項目	ページ	III. 信用金庫法施行規則第 132 条により「自己資本の充実の状況等 について金融庁長官が別に定める事項」の告示に基づく開示 (単体における事業年度の開示事項)	ページ
1. 金庫の概況及び組織		1. 自己資本の構成に関する開示事項	資料編 13
(1) 事業の組織	3	2. 定性的な開示事項	
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	3	(1) 自己資本調達手段の概要	27
(3) 事務所の名称及び所在地	38、39	(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	27
2. 金庫の主要な事業の内容	2、32～35	(3) 信用リスクに関する事項	31
3. 金庫の主要な事業に関する事項		①リスク管理の方針及び手続きの概要	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	26	②標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項 ・リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	31
(2) 直近の 5 事業年度における主要な事業の状況	26	(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び 手続きの概要	31
① 経常収益		(5) オペレーショナル・リスクに関する事項	31
② 経常利益、業務純益、当期純利益		①リスク管理の方針及び手続きの概要	
③ 出資総額、出資総口数		②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	
④ 純資産額、総資産額		(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する リスク管理の方針及び手続きの概要	31
⑤ 預金積金残高		(7) 金利リスクに関する事項	30
⑥ 貸出金残高		①リスク管理の方針及び手続きの概要	
⑦ 有価証券残高		②金利リスクの算定手法の概要	
⑧ 単体自己資本比率		3. 定量的な開示事項	
⑨ 出資に対する配当金		(1) 自己資本の充実度に関する事項	資料編 14、15
⑩ 職員数		①信用リスクに対する所要自己資本の額及び標準的手法が 適用されるポートフォリオの区分ごとの内訳	
(3) 直近の 2 事業年度における事業の状況	資料編 6～12	②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び 標準的計測手法による額	
① 主要な業務の状況を示す指標		③単体所要総自己資本額	
・ 総資金利鞘、資金運用利回、資金調達原価率		(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	資料編 16～20
・ 総資産経常利益率、総資産当期純利益率		①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	
・ 業務純益、実質業務純益、コア業務純益、業務粗利益率、 業務粗利益率		②信用リスクエクスポージャーの業種別、残存期間別の額及び 主な種類別の内訳	
・ 資金運用収支、役員取引等収支、その他業務収支		③延滞エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳	
・ 資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り		④一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 並びに業種別の期末残高及び期中の増減額	
・ 受取利息及び支払利息の増減		⑤業種別の貸出金償却の額	
② 預金に関する指標		⑥標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ・リスク・ ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高	
・ 預金の平均残高		(3) 信用リスク削減手法に関する事項	資料編 21
・ 定期預金の残高		①標準的手法が適用されるポートフォリオの適格金融資産担保 の信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	
③ 貸出金等に関する指標		②標準的手法が適用されるポートフォリオの保証又はクレジット・ デリバティブが適用されたエクスポージャーの額	
・ 貸出金の平均残高		(4) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	資料編 21
・ 固定金利・変動金利貸出金の残高		①貸借対照表計上額、時価	
・ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額		②売却及び償却に伴う損益の額	
・ 使途別の貸出金残高		③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない 評価損益の額	
・ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	
・ 貸付率の期末値及び期中平均値		(5) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	資料編 21
④ 有価証券等に関する指標		(6) 金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する 経済的価値の増減額	30
・ 有価証券の種類別の平均残高			
・ 預証率の期末値及び期中平均値			
・ 有価証券の残存期間別残高			
4. 金庫の事業の運営に関する事項			
(1) リスク管理の体制	29～31		
(2) 法令遵守の体制	19		
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	6～9		
(4) 金融 ADR 制度への対応	14		
5. 金庫の直近の 2 事業年度における財産の状況			
(1) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	資料編 1、2		
(2) 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権	28		
(3) 自己資本の充実の状況	27、資料編 13		
(4) 有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引等に関する取得価格、 時価及び評価損益	資料編 11、12		
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	資料編 10		
(6) 貸出金償却の額	資料編 10		
(7) 会計監査人の監査	資料編 2		
6. 報酬等に関する事項	資料編 6		
II. 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の開示			
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権	28		

(注) 当金庫に該当しない項目の記載を省略しております。

詳細な計数資料等は、別冊「資料編」に掲載しております。別冊「資料編」は当金庫ホームページから
もご覧いただけます。
[https://www.shinkin.co.jp/ksb/about/
disclosure/](https://www.shinkin.co.jp/ksb/about/disclosure/)
スマートフォン、タブレットの方は QR コードからご覧いただけます。



店舗のご案内

店舗配置図



ローンセンターのご案内

各種ローン等のご相談専用窓口として下記のローンセンターを開設しております。是非、ご利用ください。

営業内容のご案内

住宅ローン、カーライフプラン、教育ローン、カードローン等のご相談、受付

〈川口ローンセンター〉
 フリーダイヤル ☎0120-12-6000 (午前9時から午後5時まで)
 川口市栄町3丁目9番3号本店2階 TEL 048(287)3815 FAX 048(257)2011
 営業日/月曜日から金曜日(但し、祝日・年末年始を除く)
 営業時間 午前9時から午後5時

本 部

地区		住所	電話番号
川口市	本 部	川口市栄町3丁目9番3号	048(253)3333(代)

店舗一覧

(令和7年7月1日現在)

地区	店舗名	住所	電話番号	窓口 休業 ※	ATM	サテー バンク	定期性 預金取扱	両替機	貸金庫	
川口市	1 本店営業部	川口市栄町3丁目9番3号	048(253)3337(代)		○	○	○	○	○	
	2 仲町支店	川口市仲町15番8号	048(253)4441(代)		○	○	○	○	○	
	3 飯塚支店	川口市飯塚2丁目9番36号	048(252)2376(代)		○	○	○	○	○	
	4 本町東支店	川口市末広1丁目12番3号	048(222)3101-7101(代)		○	○	○	○	○	
	5 芝支店	川口市芝2丁目24番17号	048(265)3333(代)		○	○	○	○	○	
	6 柳崎支店	川口市北園町2番1号	048(268)1222(代)		○	○	○	○	○	
	7 鳩ヶ谷支店	川口市大字里335番地2	048(285)2811(代)		○	○	○	○	○	
	8 木曾呂支店	川口市大字差間185番地3	048(295)6111(代)		○	○	○	○	○	
	9 川口中央支店	川口市中青木5丁目9番4号	048(256)2522(代)		○	○	○	○	○	
	10 東川口支店	川口市東川口3丁目7番5号	048(295)8511(代)		○	○	○	○	○	
	11 赤井支店	川口市赤井4丁目16番1号	048(281)3711(代)		○	○	○	○	○	
	12 東本郷支店	川口市大字東本郷1226番地1	048(283)2727(代)		○	○	○	○	○	
蕨市	13 蕨支店	蕨市中央5丁目3番12号	048(431)2271(代)		○	○	○	○	○	
戸田市	14 戸田支店	戸田市下戸田1丁目18番13号	048(442)2608(代)		○	○	○	○	○	
	15 戸田北支店	戸田市美女木1丁目10番地21	048(421)8202(代)	○	○	○	○	○	○	
志木市	16 志木支店	志木市本町2丁目5番40号	048(471)2525(代)		○	○	○	○	○	
	17 宗岡支店	志木市中宗岡4丁目16番10号	048(474)2121(代)	○	○	○	○	○	○	
	18 志木北支店	志木市上宗岡2丁目18番30号	048(474)8511(代)		○	○	○	○	○	
和光市	19 和光支店	和光市本町18番7号	048(461)4187(代)		○	○	○	○	○	
越谷市	20 蒲生支店	越谷市蒲生寿町13番50号	048(989)1231(代)		○	○	○	○	○	
	21 蒲生西口支店	越谷市蒲生茜町16番地22	048(986)5181(代)	○	○	○	○	○	○	
	22 南越谷支店	越谷市南越谷4丁目11番地1	048(985)1772(代)	○	○	○	○	○	○	
	23 せんげん台支店	越谷市千間台東2丁目14番地6	048(971)0111(代)	○	○	○	○	○	○	
	さいたま市	24 大宮支店	さいたま市北区榊引町2丁目254番地	048(666)4311(代)		○	○	○	○	○
25 大和田支店		さいたま市見沼区大和田町1丁目1431番地	048(686)3450(代)	○	○	○	○	○	○	
26 東大宮支店		さいたま市見沼区東大宮6丁目30番地39	048(685)1131(代)	○	○	○	○	○	○	
27 土呂支店		さいたま市北区土呂町2丁目18番地3	048(653)6211(代)	○	○	○	○	○	○	
28 与野支店		さいたま市中央区下落合7丁目1番30号	048(833)9111(代)	○	○	○	○	○	○	
29 北浦和支店		さいたま市浦和区常盤9丁目33番9号	048(833)1171(代)	○	○	○	○	○	○	
30 武蔵浦和支店		さいたま市南区沼影1丁目2番16号	048(866)3611(代)	○	○	○	○	○	○	
31 浦和中尾支店		さいたま市緑区大字中尾109番地2	048(874)2311(代)	○	○	○	○	○	○	
32 浦和道場支店		さいたま市桜区道場1丁目5番1号	048(865)1181(代)		○	○	○	○	○	
33 東浦和駅前支店		さいたま市緑区東浦和1丁目15番地5	048(875)6611(代)	○	○	○	○	○	○	
34 岩槻支店		さいたま市岩槻区城南4丁目1番46号	048(798)8821(代)		○	○	○	○	○	
春日部市		35 一ノ割支店	春日部市一ノ割1丁目11番18号	048(736)3111(代)		○	○	○	○	○
		36 春日部支店	春日部市谷原3丁目16番地12	048(738)3333(代)		○	○	○	○	○
上尾市		37 上尾支店	上尾市柏座2丁目7番12号	048(776)1731(代)	○	○	○	○	○	
富士見市	38 みずほ台支店	富士見市東みずほ台2丁目8番11号	049(254)3452(代)	○	○	○	○	○		
桶川市	39 桶川支店	桶川市鴨川1丁目6番7号	048(787)3333(代)	○	○	○	○	○		
宮代町	40 宮代支店	南埼玉郡宮代町中央3丁目3番1号	0480(33)7011(代)	○	○	○	○	○		
久喜市	41 鷺宮支店	久喜市葛梅1丁目19番地1	0480(58)3201(代)	○	○	○	○	○	○	
	42 栗橋支店	久喜市栗橋中央1丁目9番23号	0480(52)1122(代)	○	○	○	○	○	○	
	43 久喜支店	久喜市青毛3丁目1番地6	0480(25)2281(代)	○	○	○	○	○	○	
ふじみ野市	44 ふじみ野支店	ふじみ野市苗間1丁目15番21号	049(267)4501(代)	○	○	○	○	○		
鴻巣市	45 鴻巣支店	鴻巣市本町2丁目1番37号	048(541)3600(代)	○	○	○	○	○		

※〈窓口休業〉平日、11:30～12:30まで窓口を休業させていただいております。

ローンセンター

店舗名	住所	電話番号
46 川口ローンセンター	川口市栄町3丁目9番3号本店2階	048(287)3815(代)

自動機器設置状況

(単位：台)

ATM	116
うち為替振込可能	116

沿革

大正

13. 3. 有限責任川口鑄物信用販賣購買利用組合を創立

昭和

- 5. 5. 有限責任川口信用組合に改称
- 6. 8. 産業組合法による市街地信用組合に改組
- 18. 4. 市街地信用組合法に準拠する川口信用組合に改組
- 18.10. 総代制を導入、総代 48 名選出
- 24. 9. 東京手形交換所に加盟（埼玉銀行代理交換）
- 25. 2. 初の支店、本町支店を開設
- 25. 2. 西川口信用組合と合併
合併により西支店、仲町支店、飯塚支店を継承
- 25. 4. 中小企業等協同組合法に基づく信用協同組合に改組
- 26. 9. 蕨支店を開設
- 26.10. 信用金庫法に基づく川口信用金庫に改組
- 27.10. 本店事務所を新築
- 28. 6. 戸田支店を開設
- 29. 3. 志木支店を開設
- 29. 3. 内国為替事務取扱を開始
- 31. 9. 本店業務部を本店営業部に改称
- 33.11. 創立 35 周年記念式典を開催
- 34. 3. 全国信用金庫連合会代理業務取扱を開始
- 34.10. 中小企業退職共済事業団代理業務取扱を開始
- 36. 6. 埼玉県税収納代理店事務取扱を開始
- 37. 5. 志木支店大和出張所を開設
- 39.12. 志木支店大和出張所を大和支店に昇格
- 40. 1. 東支店を開設
- 42. 6. 日本銀行と当座取引を開始
- 42. 9. 本店を新築
- 43. 7. 日本銀行歳入代理店事務取扱を開始
- 43.12. 蒲生支店を開設
- 45.10. 大和支店を和光支店に店名変更
- 45.12. 芝支店を開設
- 48. 5. 創立 50 周年記念式典を開催
創立 50 周年記念顧客謝恩観劇会を開催
- 48. 6. 大宮支店を開設
- 50. 1. オンラインシステム開始（信金東京共同事務センターに加入）
- 50. 3. 一ノ割支店を開設
- 50.12. 本町支店と東支店を統合し、本町東支店に店名変更
- 51. 3. 与野支店を開設
- 51.11. 柳崎支店を開設
- 52. 8. 当座預金オンライン移行が全店完了
- 52. 9. 現金自動支払機（CD）を設置（本店営業部、本町東支店）
- 52.12. 北浦和支店を開設
- 53. 6. 鳩ヶ谷支店を開設
- 55. 5. 新総合オンラインシステムへ移行
- 55. 6. 宗岡支店を開設
- 55. 7. 木曾呂支店を開設
- 55.10. しんきんオンラインネット提携取扱を開始
- 56. 4. 大和田支店を開設
- 56.10. 西浦和支店を開設
- 56.11. 川口中央支店、浦和中尾支店、東川口支店を開設
- 57. 6. 赤井支店を開設
- 58. 3. 戸田北支店を開設
- 58. 4. 証券業務取扱を開始（国債窓口販売）
- 58.11. 蒲生西口支店を開設
- 59. 1. 志木北支店を開設
- 59. 6. 柳崎支店東浦和駅前出張所を開設
- 60.10. 10 億円以上の定期預金金利が自由化
- 61. 3. 東大宮支店を開設
- 61. 8. 上尾支店を開設
- 62. 4. 東本郷支店を開設
- 63. 5. 第 3 次オンラインシステムを開始
- 63.11. みずほ台支店を開設

平成

- 1. 1. 本店新館を新築
- 1. 6. 岩槻支店を開設
- 1.11. 南越谷支店を開設
- 3. 8. ALM システムを導入（委員会発足）
- 3.10. 土呂支店を開設
- 5. 2. 浦和道場支店を開設
- 5.10. 外国為替業務の取扱を開始
- 5.11. 桶川支店、春日部支店を開設
- 6. 3. 創立 70 周年記念講演会を開催
- 6. 5. 柳崎支店東浦和駅前出張所を東浦和駅前支店に昇格
- 6. 6. 宮代支店を開設
- 6.11. 創立 70 周年記念式典を開催
- 6.11. 鷺宮支店を開設
- 7. 2. ふじみ野支店を開設
- 8. 2. 栗橋支店を開設
- 8. 4. 西浦和支店を武蔵浦和支店に店名変更
- 8.10. 年金友の会「ひまわり会」を発足
- 8.11. 久喜支店を開設
- 9. 2. せんげん台支店を開設
- 10.12. 投資信託窓口販売業務を開始
- 12.12. しんきん ATM ゼロネットサービスを開始
- 13. 3. サッカーくじ toto の換金業務を開始
- 13. 4. 損害保険窓販を開始
- 14.10. 生命保険窓販を開始
- 14.11. 芝ローンセンターを開設
- 15. 4. リレーションシップバンキングへの取組を開始
- 15.11. 創立 80 周年記念講演会を開催
- 17. 4. 個人向けインターネットバンキングの取扱を開始
- 18. 3. 赤井支店を新築移転
- 19. 5. 鳩ヶ谷支店を新築移転
- 20.12. 創立 85 周年記念講演会を開催
- 21.11. 上尾支店を新築移転（太陽光発電システムを導入）
- 21.12. 預貸和 1 兆円達成
- 23. 4. 東日本大震災復興支援定期預金「希望」を発売
- 23. 6. 山口会長が旭日双光章を受章
- 23. 8. 震災遺児支援定期預金「こどもは宝」を発売
- 23.10. 東北復興応援の旅を実施
- 24. 2. AED を全店に設置
- 24. 3. 「エコ通勤優良事業所」として認証・登録
- 24.10. 東北被災地への職員によるボランティア活動を実施
- 25. 2. 電子記録債権サービスを開始
- 25. 3. 東浦和駅前支店を新装
- 25. 7. 献血活動にて厚生労働大臣表彰を受賞
- 25.10. 国土交通大臣から「都市緑化功労者表彰」を受賞
- 26. 2. 創立 90 周年記念年金旅行を実施
- 26. 3. 関東財務局長より、地域密着型金融に関する取組への顕彰を受賞
- 27. 1. 投信インターネットサービスの取扱を開始
- 27. 3. 鴻巣支店を開設
- 27.11. 日下理事長が旭日双光章を受章
- 28. 4. 川口中央支店を新築移転
- 28.12. 新本店を新築
- 29. 4. 蒲生西口支店を新装
- 29.10. 信金中央金庫を信託会社とする信託契約代理業務の取扱を開始（本店営業部）
- 29.11. 芝ローンセンターが本店 2 階に移転、川口ローンセンターに名称変更

令和

- 1. 6. 創立 95 周年記念年金旅行を実施
- 3. 3. 戸田支店を新築
- 4. 1. 「埼玉県健康経営実践事業所」に認定
- 4.11. 会津信用金庫・鹿沼相互信用金庫と連携協定を締結
- 5. 8. 預金量 1 兆円達成
- 6. 3. 創立 100 周年記念式典を開催
- 6. 5. 創立 100 周年記念旅行を実施
- 6.10. 創立 100 周年記念観劇会を実施

地域の未来を創る 経営者・次期経営者の育成支援



かわしん経営塾[®]
next neo



かわしん経営塾next neoは、経営者・将来の後継候補者・創業間もない経営者を対象に自身の経営に活用できる気づきの機会を提供します。オリジナルプログラムを使用し、少人数・グループワーク中心の講義で理論よりも実践的なスキルの取得を目指す経営塾です。

かわしん経営塾 next neo 特設サイトを公開いたしました！

https://www.shinkin.co.jp/ksb/next_neo



▼QRコードからアクセス！



特設サイトでは様々な情報を発信しております！是非ご覧ください。

オープン講義情報

誰でも参加可能な講義の開催情報を公開しています！



受講者の声

これまで受講した方の声をご紹介します！



開催実績

これまでに行った講座の様子などを掲載しています！





川口信用金庫

〒332-8686 川口市栄町3丁目9番3号

<https://www.shinkin.co.jp/ksb/>

2025年7月発行



この冊子は環境にやさしい植物油インキを使用しております。